

令和4年第4回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和4年12月12日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-------------|
| No. 1 | 11番 | 矢吹利夫君 | （P 11～P 25） |
| No. 2 | 12番 | 上田秀人君 | （P 26～P 47） |
| No. 3 | 10番 | 藤田節夫君 | （P 48～P 61） |

・出席議員（１６名）

１番 鈴木昭司君	２番 大竹憂子君	３番 鈴木修君
４番 君島栄一君	５番 鈴木武男君	６番 河西美次君
７番 松田隆志君	８番 鈴木勝久君	９番 真船正晃君
１０番 藤田節夫君	１１番 矢吹利夫君	１２番 上田秀人君
１３番 後藤功君	１４番 大石雪雄君	１５番 秋山和男君
１６番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 高橋廣志君	副村長 真船貞君
教育長 秋山充司君	会計管理者兼 会計室長 関根由美君
参事兼 総務課長 福田修君	参事兼 企画政策課長 伊藤秀雄君
財政課長 渡部祥一君	防災課長 和知正道君
税務課長 仁平隆太	住民生活課長 池田早苗君
福祉課長 相川佐江子君	健康推進課長 田部井吉行君
環境保全課長 今井学君	産業振興課長 相川哲也君
建設課長 相川晃君	拠点整備室長 関根隆君
上下水道課長 木村三義君	学校教育課長 緑川浩君
生涯学習課長 須藤隆士君	農業委員会 事務局長 鈴木弘嗣君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記 黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記 佐川典孝
議会事務局長 庶務係長 金田洋子	

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎一般質問

○議長（真船正康君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第 63 条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め 1 人につき約 90 分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第 1、11 番矢吹利夫君の一般質問を許します。11 番矢吹利夫君。

◇ 11 番 矢吹利夫君

1. 環境保全について
2. 新型コロナウイルス感染症対策について
3. 公共施設等の総合的管理について

○ 11 番（矢吹利夫君） おはようございます。トップバッターとして一般質問をさせていただきます。11 番矢吹利夫です。通告順に従い、一般質問をします。

質問事項の第 1、環境保全について。

質問内容の 1 点目、西郷村のごみ減量化に対する取組について伺います。

各年度、村の決算書によると、西郷村における白河地方広域市町村圏整備組合へ負担している塵芥処理費は、平成 30 年度は 1 億 5,403 万 8,000 円、令和元年度は 1 億 5,236 万 8,000 円、令和 2 年度は 1 億 5,242 万 4,000 円の分担金を支出しております。この過去 3 か年度に相当する村のごみ排出量はどのくらいあったのか、まず最初に伺います。よろしくお願いします。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 質問の第 1 の 1 点目、11 番矢吹議員のご質問にお答えいたします。

本村における過去 3 か年度のごみ総排出量につきましては、平成 30 年度で 6,658 トン、令和元年度で 6,761 トン、令和 2 年度につきましては 6,833 トンと推移しておりまして、若干ながら増加傾向となっておりますのでご理解ください。なお、ごみ排出量の増加の要因としましては、新型コロナウイルス感染症対策により在宅の機会が増え、いわゆる巣籠もり需要でございますけれども、家庭から排出される生活ごみが増加したと分析されますが、資源循環型社会の推進のためには、廃棄物の発生抑制が大きな課題となっておりますのでご理解ください。

○議長（真船正康君） 矢吹利夫君の再質問を許します。11 番矢吹利夫君。

○ 11 番（矢吹利夫君） それでは、再質問しますが、村としてごみ減量化に対する何ら

かの取組があれば伺います。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ただいまのご質問にお答えします。

お答えする前に先ほど私、答弁の中で、令和２年度と申し上げるべきところ、令和元年度と申し上げてございました。令和２年度に訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

また、矢吹議員の再質問にお答えいたします。

村として減量化に取組があれば伺いますということでございました。

村では令和４年度より、西郷村生ごみ処理機等購入費の補助金交付要綱を策定しておりまして、村内に住所を有して個人の厨房等から出る生ごみの処理機を新たに購入する人に対しまして、総事業費の２分の１以内の額、または生ごみ処理容器で最大２,０００円、電動生ごみ処理機で最大２万円のいずれか低い額の購入補助を行っております。

令和４年度におきましては、１２月１日現在で申請件数は１３件、交付金額は合計２６万円となっております。

また、平成３年度から西郷村資源回収奨励金を実施してございます。この奨励金は、行政区、子ども会、青年会、婦人会、老人会、ＰＴＡ及びスポーツ少年団、ボランティア団体などの組織に対しまして、缶や段ボール、ペットボトルなどの資源回収を実施した各団体に対しまして、１キログラム当たり５円の奨励金を交付するものでございます。

令和４年度におきましては、１２月１日現在、村内２６の登録団体に対しまして、総額６１万５,６００円を支出してございます。また、その総回収量は１２万３,５２０キロ、１２３.５トンとなっておりますので、ご理解ください。

○議長（真船正康君） １１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君） 今の答弁の中で、資源回収奨励金についてですが、１キログラム当たり５円の単価を増やすということで、村内における資源回収活動により活発になり、ごみの減量化にもつながっていくと考えますが、今後の奨励金の単価を引き上げる予定はあるのか、伺います。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 矢吹議員の再々質問にお答えいたします。

資源回収奨励金について単価を上げているのかというようなご質問でございます。

助成金の引上げにつきましては、近隣市町村におきましても、助成金を実施している市町村もございます。市町村の担当者会議などの機会を捉えまして、各市町村との情報共有をするとともに、村におきましても検討していきたいと考えてございます。

ごみ減量化を推進するためには、各家庭のごみ減量化に対する各取組が必要不可欠であるものと考えております。今後とも、広報等を活用しながら積極的にごみ減量化の推進をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解ください。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） しつこいようですが、再質問します。

最近では、スーパーなどで古紙やペットボトルの回収機を利用されている方を見かけます。村内の公民館などの敷地にそういった機器を導入すれば、資源ごみの回収量も増えると思いますが、村の意見を伺います。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ただいまの議員のおたしのとおり、最近ではスーパーマーケットなどで資源ごみを持ち込むとポイントがたまり、店内での商品の購入時にたまったポイントを利用して割引となる取組もございます。買物の際に資源ごみを持参できることや、ポイントをその場で使用できることなど、利便性も高く、家庭ごみの排出量削減に向けた有効なリサイクル手段であると考えてございます。

当村の西郷村資源回収奨励金は、登録団体がリサイクル業者等に売り渡した領収書をもとに1キログラム当たり5円の奨励金を交付してございますため、登録団体は資源ごみの回収に対しまして村の奨励金、それから資源ごみを買取りする事業者さんのこの2か所から収入を得ることが可能となっております。

今後も引き続き地域活動の充実のため、登録団体が実施しております資源回収事業に積極的に参加していただくよう、広報等で周知を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） それでは、2点目の自然環境に対する取組について伺います。

昨今、自然環境に対する問題は多様化しており、私たちの身の回りでも自然環境の変化や人や車の激しい往来により、これまであった動植物を見る機会が減っているように思われます。西郷村が自然環境の保全に関して実際に取り組んでいる事例があれば、伺います。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 矢吹議員の質問の第1の2点目にお答えいたします。

本村における自然環境に対する取組にはどのようなものがあるのかというご質問にお答えいたします。

環境省が外来生物による日本固有の生態系への被害を防止するため、特に、飼育、保管、運搬などを禁じた特定外来生物が残念ながら西郷村にも生息してございます。村におきましては、平成27年に堀川ダム湖内におきまして、特定外来生物であるウチダザリガニが確認された以降につきましては、毎年、ウチダザリガニの防除作業を環境省、福島県、西郷くらしの会などの協力を得ながら、生体の駆除の活動を実施しております。

駆除数につきましては、平成28年度から堀川ダム湖や周辺の河川などを中心に、本格的に防除を開始しまして、令和3年度は毎回平均して15名程度の参加者による17回の活動によりまして、2万1,121匹を捕獲しております。過去累計で4万6,084匹の防除作業を実施しました。

本村は阿武隈川の源流に位置するという立場から、下流域に及ぼす環境被害を最小限に食い止める役割として、自然環境への取組を行っております。今後も引き続き、関係機関と連携を取りながら自然環境の保全に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解ください。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 特定外来生物、ウチダザリガニの防除活動については理解しました。では、自然環境の保全に関して、そのほかの活動を実施していないか伺います。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 矢吹議員の質問にお答えいたします。

ウチダザリガニ以外の特定外来生物等の防除作業を西郷村は行っているのかという質問でございます。

環境省より特定外来生物に指定されているオオハンゴンソウという外国産の植物の生育について、住民から情報提供を受けております。オオハンゴンソウは明治時代にアメリカから観賞用として日本に輸入されたもので、例年8月中旬頃、夏頃から黄色い花を咲かせる特徴がございます。しかしながら、その繁殖力の強さから、在来植物を駆逐するおそれがございますので、特定外来生物に指定されております。

特定外来生物につきましては、ウチダザリガニとともに、引き続き環境省と情報共有を図りながら、その対策、駆除について協議をしたいと考えてございますので、ご理解ください。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 了解です。

次に、3点目の低炭素社会の促進について伺います。

地球温暖化は、人類の生活基盤に係る深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

2015年12月には国連気候変動枠組条約第21回締結国会議においてパリ協定が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保ち、また、1.5度以下に抑える努力を追求する目標などを決定したことで、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出しています。

はじめに、福島県内における地球温暖化対策はどのような状況なのか、伺います。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 質問の第1の3点目、11番矢吹議員のご質問にお答えいたします。

福島県内におきます地球温暖化対策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、地球の温暖化がもたらす影響としまして、気温上昇、災害発生、生態系の変化のほか、人の健康被害が発生することが予測されております。

福島県は、令和3年2月に2050年カーボンニュートラル宣言を行い、基準年度である2013年度の温室効果ガス排出量と比較しまして、2030年度につきましてはマイナス50%、2050年度は実質ゼロを目指し、県民総ぐるみ運動としまし

て、省エネルギー対策の徹底を呼びかけてございます。

○議長（真船正康君） 11 番矢吹利夫君。

○11 番（矢吹利夫君） 再質問しますが、西郷村でも例外ではなく、自治体が率先して地球温暖化対策に取り組む姿勢が求められると思います。西郷村において実施している地球温暖化対策について伺います。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 矢吹議員の再質疑にお答えいたします。

西郷村内において実施している地球温暖化対策についてお答えいたします。

村では、令和3年5月に西郷村地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。この計画策定は、地球温暖化対策の推進に関する法律、通称温対法に基づく実行は、地方自治体の責務とされております。

本計画は、令和3年度から令和12年度までを計画期間としまして、西郷村に地球温暖化対策推進本部を設置し、カーボンマネジメントの推進や計画の立案、進捗管理等を行っていくものでございます。

西郷村では、平成28年度と比較しまして毎年1%以上の温室効果ガス排出量削減を目標値としてございまして、現在も職員一人一人が環境に配慮し、省エネルギーを意識しました照明や空調の管理、公用車の取扱いを実施しながら、その排出量について継続した調査を実施しております。

とりわけ温室効果ガス排出量削減の実現に向けては、産業部門では照明のLED化や省エネ機器の導入、運輸部門では電気やハイブリッド及び水素系の次世代自動車の導入、民生家庭部門では戸建住宅のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化など、カーボンニュートラルに向けた取組は今後ますます重要視されていくものと考えてございます。引き続き、関係機関との情報共有を図りながら地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解ください。

○議長（真船正康君） 11 番矢吹利夫君。

○11 番（矢吹利夫君） 了解しました。今後ともなお一層、環境保全に全力で取り組んでほしいと思います。この件については終わります。

続いて、質問事項第2、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症については、令和4年6月の第2回定例会でも質問させていただきましたが、その後の状況、推移を確認したいと思います。

質問の1点目、村内の新型コロナウイルス感染症の感染状況について伺います。

まず、現在までの感染者数と、また今年に入ってからどのくらいいるのか、お示し願います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（福田 修君） 11 番矢吹利夫議員の一般質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染状況についてでございますが、本村におきましては、令和2年11月28日に新型コロナウイルスの初感染者が確認されてから、令和4年12月6日までになりますが、感染者数は3,225人と推定されます。また、

今年に入ってから、3,158人と推定されております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問しますが、ただいまの説明で、現在まで感染者数が推計されるとのことでしたが、村では実際の人数は把握していないのですか。再度伺います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（福田 修君） お答えいたします。

今年の9月25日までは、村でも感染者数を把握しておりました。しかし、福島県では9月27日公表分から全数把握の見直しがなされ、公表方法も変更されております。これによりまして、市町村ごとの新規感染者数は公表されないことになりました。このため、公表日の前日であります9月26日からの新規感染者数は、県南保健福祉事務所からも村には連絡が入らず、村においても新規感染者数は把握できない状況となっております。

なお、先ほどご説明申し上げました数値になりますが、現在、県南地区の新規感染者数は公表されておりますので、県南地区9市町村の過去の感染者数のデータを基に、県南地区の約16.6%が西郷村での新規感染者数の率とおよそみなして村で推計した数値となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） ただいまの説明で、村でも実際の感染者数は把握していないとことで、分かりました。また、先ほどの説明で村民約2万800人に対して、3,225人ということは、約15%から16%の村民がコロナウイルスに感染しているということになります。

では、村ではなく、役場ではどのくらい感染しているのか、伺います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（福田 修君） お答えいたします。

役場の職員につきましては、令和3年1月5日に初感染者が確認されまして、先週の金曜日12月9日までになりますが、把握しております感染者数は、特別職、会計年度任用職員を含めまして、44名となっております。

以上です。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 会計年度任用職員を含め役場職員が約300人だとすると、その15%で45人になります。そうすると、今44名ということは、役場においてもほぼ村内の状況と変わらないということですね。

では、村においては正確には感染状況を把握していないわけでありまして、今の感染対策はどのように行われているのか、伺います。これは村長にお願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今の感染対策はどのように行われているのかということでありま

すけれども、現在も新規感染者数は増えております。第8波の中にあると感じております。そうした中で、まだこれといった有効な対策はありませんが、やはり、感染しない、感染させないという強い意識を持って行動していただくことが大切であると感じております。

先ほどもありましたが、福島県では市町村別の新規感染者数が公表されなくなったため、村民の皆様の感染に対する意識の低下も考えられますが、再度、マスクの着用、手洗い、手指消毒、室内の換気等、感染拡大防止のための基本的対策の徹底をお願いする次第であります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 了解しました。次に移ります。

質問の2点目、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について伺います。

昨年5月から始まった新型コロナウイルスワクチン接種事業については、現在、オミクロン対応型ワクチン接種が実施されていると認識しておりますが、現在までの接種人数、接種率はどのようになっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 11番矢吹利夫議員のご質問に答弁する前に、資料の配付をお願いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 議長より資料の配付を許可いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時27分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前10時28分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはございませんか。

それでは、健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） それでは、今、配付をさせていただいた資料の説明から行わせていただきます。

資料につきましては、それぞれ年代別、性別別の資料になっております。

最初のページから、ワクチンの1回目の接種、2回目の接種、3回目の接種、4回目の接種、5回目の接種のそれぞれの接種人数の実績となっております。

なお、現在実施しておりますオミクロン対応株につきましては、3回目以降の方全員対象になっておりますので、それぞれ3回目、4回目、5回目に内数で記載というふうになっておりますので、ご了解いただければと思います。

その次に、5回目の後の次のページの資料で掲載してありますのがオミクロン株対応ワクチンの現在までの接種状況と、現在までの予約を希望されている方の数というふうになっております。

さらに、次のページは5歳から11歳の小児の方の接種実績になっております。

最後のページが、生後6か月から4歳の乳幼児の接種実績と予約の状況になっております。

それでは、質問の2点目、新型コロナワクチンの接種状況についてお答えをいたします。

村では、令和3年5月より65歳以上の高齢者から順にワクチン接種を、12歳以上のワクチン接種希望者に対して村の保健福祉センターでの集団接種と医療機関での個別接種で実施をしております。また、令和4年2月からは3回目の接種が実施され、令和4年7月からは60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等の従事者を対象とした4回目接種が実施されました。

現在は、10月よりオミクロン対応型ワクチンの接種を12歳以上の方を対象に実施しており、来年1月には希望者全員の接種を完了させる予定です。12月6日現在の各接種回数別の接種人数、接種率は配付資料のとおりとなっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 今の答弁の中で若い方の接種率が低いように、何か要因はあるのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、配付資料の年代別の接種率を見ますと、3回接種した方の例を取りますと、高齢者から50歳までの接種率が80%以上に達しておりますけれども、40歳代で70%、30歳以下が60%台の接種率で、議員ご指摘のとおり、年齢が下がるにつれ接種率が低くなっている状況です。

若年層の接種率の低い原因として考えられることは、若い人は重症化率が低く、自分は大丈夫と考えている人が多いことや、ワクチンの副反応に対する不安などが考えられます。また、現在流行しているオミクロン株はかかっても軽症や無症状の方が多く、複数回の接種は不必要との思いもあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 次に、5歳から11歳の小児の接種状況について伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

5歳から11歳の小児の方の接種状況ですが、1回接種した方が596人、42.5%、2回接種した方が570人、40.6%、3回接種した方が226人、16.1%となっております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） それでは、次に、5歳未満の乳幼児の接種状況について伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種対象年齢が生後6か月から4歳の乳幼児まで引き下げられたことにより、村では12月3日から乳幼児を対象としたワクチン接種を実施しております。現在までの接種希望者の方の数が62名、対象者に対する割合は8.3%となっております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 了解しました。

次に、3点目の今後の接種計画について伺います。

今後、ワクチン接種はどのように計画されているのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

村では、12歳以上のオミクロン対応型ワクチンの接種を来年1月までにおおむね完了させる予定となっております。

新型コロナワクチン接種事業については、国より令和5年3月末日までの実施が示されているため、今後、オミクロン対応型ワクチンの接種を希望される方については、3月末日までに接種を完了したいというふうに考えております。

5歳から11歳の小児の接種につきましても、3月末日までの事業期間が示されておりますので、12歳以上の方と同様、今後接種を希望される方の接種を3月末日までに完了させる予定でございます。

また、乳幼児につきましても3月末日までの事業期間となっており、また、接種回数が3回となるために、12月末までに1回目接種を完了しないと、3回接種が日程的に無理になるため、それ以降に接種を希望された方への接種については、国の動向を見た上で判断することとなります。

なお、来年4月以降につきましては、国からまだ示されておりませんので、現在国からの指示を待っている状況でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 了解しました。

それでは、4点目の今回の誤接種についての対応と対策について。

12月1日付の朝刊に、西郷村で間違って11歳の児童にオミクロンワクチン接種をしたとの報道があり、不安を感じた村民の方も多いと思われます。

そこで、誤接種についての対応と対策について伺います。

まずはじめに、誤接種に至った経緯について求めます。これ、村長、お願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 矢吹議員の今回の誤接種についての対応と対策ということについてお答えいたします。

村内の新型コロナウイルスワクチン接種会場において、12歳以上の方が対象のオミクロン対応型BA.1ワクチンを、接種対象年齢を誤り11歳の児童に接種してしまったことに対し、ご本人及び保護者の方に深くおわび申し上げます。

また、この場をお借りしまして住民の皆様へ、今回の誤接種によりワクチン接種に対する不安を与えたことに対しても深くおわびを申し上げます。

誤接種が判明した経緯ですが、11月20日に村内の接種会場でワクチンを接種した被接種者の保護者から、小児で接種したのに接種済み証にオミクロンB A. 1のロットシールが張ってあるとの連絡がありました。直ちに調査した結果、誤接種であることが判明しました。報告を受け、ワクチン接種の所管課である健康推進課に、接種した児童の健康への影響と原因の調査及び今後の対応策を立てるよう指示し、その調査結果を受け、11月30日に私そして教育長、担当保健師で児童、保護者のご自宅を訪問させていただき、誤接種に対する謝罪と調査結果及び今後の対応について、ご説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問しますが、次に、誤接種の原因は何か伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今回の誤接種に至った原因については、2点ほどあります。

1点目は、ウェブシステム上の不具合になります。村では間違い防止の観点から、予約システムにおいて接種希望者の生年月日で小児、12歳以上の対象者の管理をしてまいりましたが、コールセンターでの予約の際、オペレーターが誤って予約制限のかからないアカウントを使用して、本来12歳以下の児童が予約できない日程で予約を受けてしまったことにあります。

2点目は、チェック体制の不備が挙げられます。村が接種日別の対象者名簿を作成する際のチェックで、対象外であることを見逃してしまったこと、また接種会場での名簿チェック、予診、接種時にも対象年齢に関するチェックができていなかったこと、以上の2点のミスが重なり、誤接種に至ったところであります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） あってはならないことですが、今後、このような誤接種を起こらなくするために、どのような対策を取るのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

再発防止策として、予約システムの改修を直ちに行いました。また、村が対象者名簿を作成する際、複数の担当者で、複数回確認をすることとしました。接種会場においては、接種するワクチンの該当年齢であるかを受付、予診、接種の各段階で確認するよう指導し、徹底を図ってまいります。

今後、再発防止の徹底を図り、村民の方が安心してワクチン接種ができるよう努めてまいります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 最後に、接種者の健康被害はなかったのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

ご本人、保護者の方に確認をしたところ、接種の翌日は副反応による発熱・頭痛により学校を休みましたが、それ以降は特に副反応はなかったとのご報告をいただいております。

今後は、村の保健師が定期的に訪問または電話にて健康観察を実施し、異常があった場合には医療機関と連携して対応することとなっております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 最後になりますが、現在のコロナ禍において新型コロナワクチン接種に対する村民の期待は大きいと思います。今後、ワクチンへの信頼が崩れないように事業を行っていくことを求め、質問を終わります。

次に移ります。

質問事項の第3、公共施設等の総合的管理について。

本村の行政運営上の最上位計画となる西郷村第4次総合振興計画を支えるとともに、村の施設維持管理に関わる最上位計画としての公共施設等総合管理計画の改定が3月に行われましたが、それを受けて、各公共施設の管理計画の策定状況がどのようになっているのか、伺いたいと思います。

まず、村の公共施設が何か所あるのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 11番矢吹議員のご質問にお答えします。

ご質問は、管理計画の策定状況について、まず村の公共施設が何か所あるかとの内容であると思いますが、令和4年3月改定の西郷村公共施設等総合管理計画に記載がございます。

主要なものとしてしまして、庁舎や消防施設を含む行政系施設が37施設、地区ごとの集会施設等の文化施設が35施設、公営住宅等の住宅施設が10施設、学校や給食センターの学校給食系施設が9か所ございまして、その他の施設全てを合計いたしますと、計138施設がございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 皆さんもお手元に配付されたと思いますが、公共施設等の総合管理計画の改訂版を私も見ましたが、そのような記載であったかと理解しています。

その中で私が注目したいのは、学校教育系施設と文化系施設であります。これは、先ほど課長の答弁にもあったように、村の全施設の中でも主要なものとして挙げられるほどの施設数を占めているわけなんです。数も多いということはもちろん、それに関わる維持管理経費もかかると思うんですが、そこで、行政区ごとの集会施設等の文化系施設と学校教育系施設のうち、学校分で村が支出している年間の光熱費を除いた建物に関わる維持管理経費を伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） お答えいたします。

まず、施設の修繕費や保守管理に関わる委託料、消耗品、長寿命化に関わる工事請負等を維持管理費と定義いたしますと、まず、文化施設に分類される集会施設についてですが、令和元年度については５１１万３０８円、令和２年度においては２,４７７万９,９７２円、令和３年度においては１,３４３万２,７９３円の支出となっております。

また、学校教育系施設については、小学校で令和元年度が１億５,９６７万７,１８４円、令和２年度につきましては１億１,７９６万３,１３８円、令和３年度は８,１０２万９,２８４円。中学校で令和元年度は５,５３３万２,２７９円、令和２年度が５,７６２万９,５８８円、令和３年度は４,９３４万５,６８１円の支出となっております。

すみません、訂正させていただきます。答弁の途中で令和２年度を令和４年度と読み上げて、小学校が令和２年度を４年度と読み間違えまして、中学校につきましては令和３年度を４年度と読み間違えてしまいました。申し訳ございません。

○議長（真船正康君） １１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君） 課長の答弁を聞いて、それほどの経費がかかっていることに驚きました。年度ごとの差こそあれ、施設の維持管理そのものの経費として多大な支出をされているのですが、皆さんご存じのとおり、今後は、日本はますます少子高齢化社会となっていく見込みです。

西郷も全くの他人事ではなく、令和２年３月策定の西郷村第２期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略にも記載があるとおり、県内他市町村との減少幅の差はあれども、２０３０年以降は人口減少、少子高齢化を迎えていくとの推計があります。人口が減れば当然、村の税収も下がりますし、施設の利用率も下がると思うんですが、これらの施設も当然その波を受けるわけです。その維持管理経費も貴重な村民の税金で賄われているわけでありますので、果たして今のままの現状維持で西郷村は大丈夫なのかなと私は思うわけです。

については、今後の施設配置管理計画、特に学校集会施設等の施設に関して伺いたいと思いますが、まずは、行政区にある集会施設について、財政課長の答弁のように、毎年、維持管理のためにコストがかかっていると思いますが、修繕等に関して要望があったことに対し、対応しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） １１番矢吹利夫議員の一般質問にお答えいたします。

施設の修繕等につきましては、集会施設のある行政区長から要望をいただいておりますが、職員も施設を年１回程度ではございますけれども巡回するなどしており、その際に気づいたものについては修繕をしているところでございます。

○議長（真船正康君） １１番矢吹利夫君。

○１１番（矢吹利夫君） その際、利用頻度や今後の人口減少も修繕する際の考慮に入れているのか、伺います。

○議長（真船正康君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） お答えいたします。

利用頻度につきましては、考慮はしております。ただ、集会施設は議員もご存じのとおり、避難所としての側面もございますので、トイレやエアコンの設置等については、利用頻度以外の部分で考慮しているところもございます。

また、予算についても考慮しておりますが、人口減少に対しての考えまではなかなか至っておりませんでしたので、今後、大規模修繕が発生するような場合につきましては、そのような考え方も含め検討していきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 11 番矢吹利夫君。

○11 番（矢吹利夫君） さらに質問しますが、人口減少や住民ニーズの変化によって利用頻度が少なくなる施設、老朽化により修繕・改修が高コストになってしまう施設も今後出てくるかと思っております。そういった場合には、未来に負担を先送りしないためにも様々な角度から検討しているのか、伺います。

○議長（真船正康君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） 議員おただしのとおり、公共施設の老朽化、それに伴う改修や建て替え等につきましては、その費用も含め、大きな課題の一つでございます。

村では、令和4年3月に改訂されました西郷村公共施設等総合管理計画の中で、建物系公共施設の維持管理等に関わる対策の優先順位を示しております。文化系施設に類別されている集会施設のうち、ほとんどは次回の評価見直し時期に当たる令和8年度に、次年度向けの改訂のため再度対策を検討することとなるところでございますが、一部の施設につきましては、この10年以内に他用途への変更や施設の在り方の見直しといった対策を実施することを検討しております。

この中で利用状況の分析や地域住民からの聞き取りなどをしながら、村民が安心安全に生活できるように、ニーズの変化なども踏まえて柔軟に対応してまいりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 11 番矢吹利夫君。

○11 番（矢吹利夫君） 集会施設等の文化施設については、今後に向けた対策を考慮していることが分かりました。今後も引き続き住民のニーズを十分に踏まえた上で、無理無駄のない施設の在り方を考慮して実行してください。

では、続いて、学校系施設の配置管理計画について伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 矢吹議員の質問にお答えいたします。

学校の配置管理計画についてどのように考えているかのおただしですが、西郷村学校適正化配置検討委員会という委員会がございます。初回は平成29年度にスタートしまして、学校の適正配置に関する議論を行ってきた経緯がございます。この委員会の検討を本格化し、今後の西郷村の学校のあるべき姿、方向性を見いだし、施設配置管理計画について考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11 番矢吹利夫君。

○ 1 1 番（矢吹利夫君） 質問しますが、西郷村学校適正化配置検討委員会による検討を行うとの答弁ですが、その委員会の検討の進捗状況について伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

より本格的な議論を進めていくために、今年度において委員の構成を見直しました。新たなメンバーにて議論を開始しております。令和5年度中を目標に検討委員会からの提言をいただき、教育委員会としての方向性を提案してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 1 1 番矢吹利夫君。

○ 1 1 番（矢吹利夫君） 委員会の構成メンバーの変更を行ったとのことですが、どのようなメンバーで検討を行っているのか、伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

前回までの委員会メンバーにつきましては、村内在住の学識経験者と、主に各学校のPTA会長により構成しておりました。今年度は、より客観的な目線からも意見をいただきたいため、学識経験者は福島大学の准教授に委員をお願いしております。この方は、他の自治体における取組事例などにも詳しい経験豊富な方で、様々な目線から検討いただけるものと考えております。

また、このほかに、各学校区の学校運営協議会から代表を1名ずつ推薦いただき、委員をお願いしております。この方々は、日頃から学校の運営に関して地域ぐるみで参加いただいている方々で、学校の地域コミュニティとして役割をよく理解してくださり、教育への関心も高い方々で、この検討に積極的に携わっていただけるものと考えております。

このほか、小中学校から代表として校長1名ずつ、そしてPTAの代表としてPTA連絡協議会により委員合計11名で構成しております。

以上でございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま11番矢吹利夫君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番矢吹利夫君の一般質問を許します。11番矢吹利夫君。

○ 1 1 番（矢吹利夫君） 質問しますが、来年度を目標に委員会の意見集約を行うということですが、既に小田倉小学校の屋内運動場は、築後50年を経過しているというこ

とですし、西郷第一中学校校舎も44年を経過しているということです、学校施設の老朽化対策は急務だと思います。

しかしながら、いたずらに建て替えや改修を進めていくわけにはいかないと思いますが、どのような学校の配置計画で進んでいくのか。他の自治体では学校の統廃合がどんどん進んでいます。学校の数だけ維持管理費、人件費もかかります。

また、出生数の減少が続いており、子どもの数も減少していくものと思われます。財政的な問題、人口減少、少子高齢化の問題、いろいろな目線から早急に検討を進めていただきたいと思いますと思いますが、このことについて、教育長に答弁をお願いします。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 矢吹議員のご質問にお答えいたします。

学校の適正配置を検討するに当たって、議員おただしのとおり、今後の財政状況の問題、それから人口減少の問題など、様々なことを考慮する必要があります。

福島県では、2010年から2020年まで、10年間で小中学校の児童生徒が4万5,130人も減少しております。学校の統廃合も進んで、2018年から2022年度までに5年間で74校が減少いたしました。

西郷村におきましても、今後の児童生徒数の減少が顕著になってくると見込まれております。今年度の小中学生の人数は1,691名でございますが、7年後の令和11年には1,430名、約15%の261名が減少する推計となっております。

また、教職員や学校支援員の人的配置についても、このままの形で本当に必要な人数を確保できるのかどうかという点についても課題となっております。国においても、学校の適正規模について、1校当たり学級数が12以上18以下という標準的な考え方を示しております。

こういったところも含めまして、子どもたちにとって本当に望ましい持続可能な学校の形について、検討委員会のご意見を聞きながらしっかりと検討を進め、安全で安心な教育環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 皆さんからの答弁をいただきましたが、やはり人口減少や少子高齢化がこれからの施設に及ぼす影響については、財政、施設管理の両面に大きな負担となることが分かりました。執行部においては、それらについて組織を立ち上げたり、施設の配置の今後の計画の検討を行っていることも分かりましたが、形式的なもので終わるのではなく、しっかりと今後の人口動向や財政推計を勘案しながら、それらが両立できるような現実的な具体案をもって、今後の西郷村の施設の管理に当たっていただくようお願いし、一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 12 番 上田秀人君

1. 環境行政について

2. 観光行政について

○ 12 番（上田秀人君） 12 番、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の 1 点目といたしまして、環境行政についてです。

さきに同僚議員の 11 番のほうも環境行政ということでお話がありましたけれども、決して示し合わせてやっているわけではないので、よろしくお話をしたいと思います。

まず 1 点目といたしまして、まず農薬等の適正使用について伺いますということでございます。村内におきまして農業用、ゴルフ場、また空き地等で使用されていると思われる農薬等の使用状況について伺いたいと思いますけれども、以前から私、この場において農薬等について質問を行ってまいりました。特に除草剤についてはグリホサート系の除草剤、殺虫剤においてはネオニコチノイド系の殺虫剤は人体に多大な影響を及ぼす危険性があると、できれば使用を禁止してはどうかというお話をしてまいりました。

その中で、せめても影響を一番受けやすいとされている子どもたちの身近な場所での使用の制限をしてはどうかと取り上げてまいりました。それに対して、村では注意喚起を促す文書の配布や回覧などを行ってもらっているということを理解しております。

今回、農薬等の適正使用についてということで、農業を営まれている方は農薬等を適正に使用されているのか、確認を行っているのか。もう一度申し上げます。農業を営まれている方が農薬等を適正に使用されているのか、確認を行っているのか、どのような方法で確認を行っているのか、まず伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

質問第 1、環境行政について。

農薬等の適正使用のおただしの中の農薬等の使用状況についてお答えいたします。

まず、農業用といたしましては、産業振興課で関わっているところで申し上げますと、夢みなみ農業協同組合が実施するラジコンヘリでの農薬散布がございます。主に水稲におけるいもち病、カメムシ被害防除のため、殺菌剤ブラシンゾル及び殺虫剤のスタークルを 8 月上旬頃から、村内で約 300 ヘクタールほどで散布しており、散布時間や風向きなどを配慮し、村の職員が立ち会って実施しているところでございまして、近隣住民の皆様へは、散布日また注意喚起等について、村の広報車やインフォカナル、また、村内の各学校、保育園等に通知を行い、ご協力をいただいているところでございます。

続きまして、ゴルフ場、空き地等については環境保全課長より答弁がありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 上田秀人君の再質問を許します。12 番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、担当課長のほうからラジコンヘリについての農薬散布とお話いただきました。私が言いたいのは、私も農家をやっているものですから、大半の農家の方、私もそうですけれども、いわゆる栽培履歴というものを記入していると思うんですよ。いつ種まきをしたのかから始まって、いつどういう農薬を使ったのか、そういう記録をずっと私もつけていますし、農家の方はつけていると思います。ただ、農薬については使用基準や使用回数、さらにはその登録作物でありますけれども、そういういったものが変わる場合があります。これらを間違えてしまう場合もあるんじゃないかと私は心配しているところなんです。ですから、今、課長が夢みなみ農協さんというお話をしましたけれども、農協など関係機関と協力をして、そういう間違いが起きないように、万が一間違えて使ってしまった場合、出荷ができないとか、そういった経済的な損失も出ます。

それと、私が一番心配しているのは、今回質問に上げているように環境負荷も考えられます。ですから、そういう間違いはないように、まず村として農協さんとタイアップして、関係機関とタイアップをして、啓発を行うべきではないかと考えますけれどもいかがですか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農薬等の適正使用ということでございますけれども、農薬につきましては、農薬取締法において登録されたものに限り使用が認められておりまして、農薬の使用者には、その農薬の種類ごと、またその使用時期及びその方法、その他の事項など、遵守すべき基準が設けられておりまして、これに違反して農薬を使用した場合には罰則規定も設けられておりますので、広く周知啓発が必要であると考えております。

農業用で申し上げますと、農水省による農薬危害防止運動及び住宅地等における農薬使用等農薬の適正使用の推進に向けた情報発信をはじめ、当村では、農薬飛散による被害の発生を防ぐためにといったリーフレットを5月と7月に、村内各戸に回覧し、村広報紙等でも適正使用に向けた周知を図ったところでございます。

議員おただしの関係機関と協力してということでございますけれども、産業振興課で関わっている部分で申し上げますと、農協さんとラジコンヘリでの防除等を行っておりますので、今年度につきましては既に実施完了となっておりますが、次年度に向けて、そのようなことについて協議し、考えていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、課長のほうから農薬取締法という言葉が出ましたけれども、まさにその法律に縛られて私らも農薬を使う場面が多いです。その中で、私がさきに言いました登録作物というのがあります。これは農薬製造メーカーのほうで、県のほうとかに申請をして登録をしていったりするんですけれども、それに対しての手数料とかいろいろかかるということで、メーカーで例えばその登録を外してしまう場合がある。ですから、極端な話ですが去年まで使えた薬が今年は使えない、登録されていないと。それを万が一県内で使ってしまうと出荷できないという経済的な損失もあり

ますよということで、そういう注意喚起をきちんと促すべきだということで、その登録を外すということはメーカーさんの経済的な部分もあるだろうし、もしかすると環境負荷の部分からも外す場合もあるので、そこはやはり注意喚起をきちんと促しておかないと、取り返しのつかない場面が出てしまうんじゃないかと、私が心配するところはそこです。

続いて、昨今新型コロナウイルス感染症、また食料品が今非常に、生活物資そのものがいろいろ高騰しているということで、家庭菜園を始められた方が多いというふうにお聞きをしております。そこで心配されるのが、いわゆるホームセンターや近所の薬局などでいろんな農薬を今売っていますよね。安易に農薬が購入できてしまう。その農薬についても、家庭菜園などやられている方はきちんと理解のないままに使用してしまうことも考えられます。これらについてもやはりきちんと啓発を行うべきではないかというふうに考えます。特に長く家庭菜園などをやっている方におかれましては、農薬の使用原料の希釈倍率を自己流で行ってしまう方もいるなどというふうにお聞きをしております。これらについても併せて注意喚起を行うべきだと考えますけれども、考えを伺います。いかがですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農薬の使用者への注意喚起、指導ということでございますけれども、農業者の方々へは、農産物直売所友の会への研修や農業塾において、農薬の適正使用について、県の農業振興グループの担当者においでいただきまして、ご教授をいただき、周知啓発に努めているところでございます。

村でも引き続きチラシ等による各戸回覧、広報紙等への掲載をはじめ、直売所友の会や農業塾などでの適正な使用に向けて講習会などを通して周知啓発に努めてまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 農業塾とかいろいろ村でも取組をされているというのも十分に理解をしております。ただ、そういうのに参加していただける方は本当にありがたいなと思うし、きちんとした理解を持っていただけたと思います。ただ、自己流というのはなかなか直せない部分もあるので、村として今お話ありましたように、きちんと啓発を行っていただきたいというふうに申し上げておきます。

続いて、ゴルフ場についてでございますけれども、いわゆるコースの芝管理上、薬剤を使用するというお話を聞いております。村においては、排水溝付近で場所を決めて定期的に水質調査を行っている、その結果も公表しているということは十分に理解をしているところでございます。

そこで伺いたいと思うんですけれども、さらに一步進めまして、ゴルフ場などで使用している薬剤の使用回数などについて、第三者の立場として適正使用の確認を行って、確認したデータを水質検査の結果と併せて公表してはどうかと考えますけれども、いかがでしょうか。これを行うことによって様々な誤解を免れる、誤解されないで、

きちんとした管理を行っているということが理解されるんじゃないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 12番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

おただしのゴルフ場に係る農薬の使用状況につきましては、周辺の水質汚濁を防止するために、福島県ゴルフ場農薬安全指導要綱に基づきまして、使用する農薬は低い毒性のものを使用することや、その使用にあつては使用上の注意事項など農薬表示事項を遵守することを定めております。

また、ゴルフ場の管理のために必要とされ使用された農薬につきましては、農薬の散布状況や降雨状況、雨の状況などにより、水などに溶けて排出される農薬濃度が高くなるとみられる期間、年3回以上を測定しまして、福島県及び村環境保全課への記録提出を行っております。

この使用実績につきましては、毎年度記録しまして3年間保管することを義務づけられております。議員おただしのとおり、特定されました農薬、もしくは使用された農薬につきましては、記録については保管している状況ではございますけれども、公表につきましては環境省等のホームページで、検出されたもの、基準値を超えたものについては公表されておりますが、その内容詳細については村と県とでまだ表示されていないようでございますので、今後、公表についても検討したいというふうに考えてございますので、ご理解ください。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ゴルフ場に関してはプロ中のプロが管理されているということで、まず間違いないだろうというふうには理解をします。ただ、いろんなことを言われる方がいらっしゃいます。使っちゃいけない薬を使っているんじゃないかとか、かなりきつい薬を使っているんじゃないかとか、いろんな話を耳にします。いわゆるその誤解からいろんな話、そういう話が出てくるんだらうというふうに思います。ですから、きちんとデータを公表することによってそういった誤解を招かぬようにできるんじゃないかというふうに考えますので、これもきちんと考えていただきたいなというふうに思います。

次に、空き地などについてですけれども、いわゆる雑草処理のために除草剤を散布されているケースが多く見受けられます。除草剤に関しては以前からお話をしているとおりでございます。管理者に対して除草剤を使用しないように、草刈り機などによる刈取りなどを行うよう求めるべきだとは考えます。また、それらに対する何らかの助成制度などを検討して、以前から指摘をしている除草剤についてはなるべく使用していただかないように、村として努力すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 上田議員の再質問にお答えいたします。

分譲地などの空き地などに使用される除草剤につきましては、民地の空き家などの

維持管理は個人の責務でございますけれども、雑草が多く、地域で近隣に迷惑をかけるような状態であるような場合につきましては、地区住民や行政区長さんからご要望をいただきまして、村から地権者に対して草刈りなどの維持管理を求める文書を送付することがございます。その際には、除草剤等の農薬使用は勧めず、草刈り等の実施を誘導するように通知してございます。ただ、おただしのとおり、空き地の維持管理で農薬が使われた際、それらの記録及びどのようなものが使用されていたのかについては、村のほうでは把握してございません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 除草剤に関しては、特にこれはホームセンターとか小売店などで、入り口のすぐ目立つようなところに結構売っております。これは、今、ほぼほぼ除草剤はグリホサート系の除草剤が多いんです。以前からグリホサートの危険性については指摘をしているとおりなので、なるべく申し上げたように人力による、草刈り機等による管理を行っていただくように、村としても努力をしていただきたいというふうに申し上げます。

農薬等の適正使用についてですけれども、いわゆるその人体への影響、環境保全の観点から対応を急ぐべきだというふうに申し上げておきます。

続いて、地下水等の水質検査を実施されているのか伺いますということですが、さきにお話ししたその農薬などですけれども、いわゆる地表に散布されるものから、雨水などを通して河川に流入する。また、地下へ浸透するなどいろいろ考えられます。

そこでまず伺いたいと思うんですけれども、一般家庭で使用している井戸水についてですけれども、今現在、村内で井戸を使用している世帯数など、もし分かればお示しいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。まずそこで使っている井戸水について、水質検査も実施されているのかどうなのか、それも併せて確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 上田秀人議員の一般質問の第1の2点目、地下水等の水質検査を実施されているのか、一般家庭で使われている井戸水についても含むにお答えいたします。

西郷村内におきましては、村の水道事業の水源として使われている井戸につきましては、工業用水道によるものを除き、一般の上水道の水源に供される井戸が2地区の合計6か所ございます。これらの井戸から送水される井戸水、水道水につきましては、水道法に基づき毎月必要な水質検査を行うとともに、色や濁り、臭気、残留塩素濃度の測定を毎日行っております。

おただしの一般家庭で使われている井戸を対象とした検査につきましては、住民の皆さんから環境保全課の窓口を持ち込まれる飲料水の放射能検査を除きまして、水道水が飲用に適するかどうかの検査は西郷村においては実施してございません。

西郷村内で使用されている井戸数でございますけれども、ちょっと古い資料になってしまうんですが、平成24年度におきまして、西郷村内で井戸を使用している世帯、合併浄化槽等々使用している世帯の調査をしたことがございます。その際には、224世帯の方が井戸を使用されているようです。これは井戸と上水道を併用されている方もいらっしゃるようです。

また、直近のデータとしまして、令和2年度の国勢調査の人口等基本集計のうち、西郷村内の総人口から上水道使用人口を差し引きますと上水道を使用していない世帯が分かるので、平均世帯を3名といたしました、その数字を除しますと、およそ220世帯となりますことから、現時点におきましても、およそ200世帯を超える世帯が井戸を生活用水として使用しているものと見られます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 推定で大体200世帯ぐらい、現在個人的な井戸を使っているということで理解をしたいと思います。放射能検査以外は、あと水質検査についてはやっていないということで、あと村の水道事業所でやっているのは51項目ぐらいの水質検査をやっているのかな、今。安全確認しているということです。

先日、福島県がまとめた「くらしの水を安全に」というパンフレットをいただいたものですから、このパンフレットを見せていただきました。このパンフレットを見ていて、水質検査の項目の例ということで記載がございました。9項目が記載されていますよね。その項目の中に、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素という項目がございます。内容としましては、自然界に広く存在しており、窒素肥料、生活排水などにも含まれている物質ですと。高濃度に含まれると、特に乳児の健康に影響を与えるというふうにあります。

この乳児の影響について、たまたま別の本を読んでいたときに、このことが書いてございました。この硝酸態窒素や亜硝酸態窒素が多く含まれた水を乳児が飲むと、ブルーベビー症、日本語に直すと青い赤ちゃん、正式名称はメトヘモグロビン血症を発症するとされています。血液は、いわゆる血液中にあるヘモグロビン、これが酸素を全身に運ぶとなっていますよね。このヘモグロビンに硝酸態窒素や亜硝酸態窒素が結合することによって酸素を全身に運ぶことができないと。それによってチアノーゼが起きてしまう。それによって全身が真っ青になってしまうということで、こういう症状からブルーベビー症という名前がついたようです。

硝酸態窒素、亜硝酸態窒素は、揮発しないために煮沸するとより濃度が上がってしまうという特性があるそうです。浄化槽のフィルターにおいても除去は難しいとされています。欧州や北米では2,000件以上が確認されていると。非常に残念なんですけれども、そのうちの7%が死亡してしまっている。ただ、実際の発生件数はその10倍以上じゃないかという研究も今されています。近年、日本国内においても、その汚染が確認されている。

このようなことから、私はやはり井戸の水質検査を井戸所有者の自己責任ではなく、

全ての井戸の水質検査を村が実施すべきだと考えますけれども、村の考えを伺います。
いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 上田議員の質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、一般家庭で使用されている井戸を対象としました検査につきましては、失礼しました、湧水、沢水などの管理は、その使用者の責めにおいて実施することとされておりまして、井戸も同様でございます。福島県におきましては、福島県飲用井戸衛生対策要領を定めておりまして、飲用井戸の管理者につきまして、適正な管理を呼びかけるとともに、井戸水が汚染されていないか、定期的に水質を行うよう呼びかけを行っております。

また、おただしの住民の安心安全のため、一般の井戸についても村が積極的に関与して水質の検査をすべきであるというご指摘でございますけれども、繰り返しになりますが、井戸水の管理はその所有者をはじめとする管理者が水質を含めた管理を行うこととされております。もし、現在使用している生活用水に何らかのご懸念や心配がある井戸使用者がいらっしゃるのであれば、県南保健福祉事務所の窓口で相談することを村からご案内するとともに、その井戸使用者の方が村の上水道に接続できる状況である場合には、安全な村上水道への接続をお勧めしたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 自己責任ということで、そうやって村は勧めていく。公共用水道に関しては51項目ぐらいの検査をやっていますよね。これ、結構なお金がかかりますよね。片方はそういった村の公金を使う、片方はそうやって自己責任、果たして本当にそれでいいんですか。今後、この村を担ってくれる子どもたちが、こういったことが起きてしまってからでは遅いんだと思うんです。今頭の中によぎっていったのはカネミ油事件という記憶、分かりますか。PCBとかに汚染された油を使ってしまって、それが妊婦さんも影響を受けたというのが今ちょっと思い出してきたんですけども、お母さんのおなかにいる赤ちゃんが、お母さんが摂取したことによって赤ちゃんまで影響を受けてしまった。そういったことも考えられる。そういう心配を考えたときに、果たして村の対応はそれでいいのかと思うんです。全額無理だとしても、その費用の半額を負担してはどうか、3分の1ぐらい負担してはどうか。そういった考えを持たれませんか、伺います。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

議員おただしの井戸使用者のご要望や、井戸を使用している世帯の工場などの立地などの周囲状況等を考慮しまして、地下水の汚染がないか、調査を実施するかどうか、今後検討したいというふうに考えております。

また、一方では、実際に詳細な水質検査や分析を実施する場合には、先ほど議員おただしの51項目程度の検査を行おうとしますと、1件当たりおよそ22万円程度の

費用がかかりますので、財政的な負担も少なくないなというふうに考えております。さらに、井戸水の分析調査を実施する世帯と、しない世帯間の公平性が担保できるかどうかなどについても、新たな村の課題として研究が必要かと考えておりますので、ご理解ください。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 1世帯当たり詳細な検査で22万程度、この22万をけちって村の子どもたち、今後生まれてくる可能性のある子どもたちに影響が本当にあっていいのかと思うんです。先ほどの一般質問の中では少子高齢化の話が出ましたよね。少子化対策にもつながる可能性もあると私は指摘をしておきます。

この硝酸態窒素、亜硝酸態窒素については動物実験で繁殖障害が起こるという結果も出ているんです。ですから、人において不妊につながる可能性もある。こういう危険性もあるということを指摘しておきます。ですから、公費において村の責任において、一度はきちんと各個人の井戸であっても調査を行う、水質検査を行うべきではないかと考えますけれども、これ以上担当課長に聞いても難しいと思うので、村長、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

上田議員のおっしゃること、本当に理解しました。管理者が実際は管理するということでありますので、そのことも踏まえ、また、少子化、不妊のいろんな心配もあるかと思えますけれども、調査しながらどのような対応をしていったらいいか、検討していきたいと思えます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 検討するということで、これ以上多分やっても平行線なんだろうなと思えます。ただ、村の考えというのはこんなものなんですか。私は、一度、村のお金で全ての井戸を検査してもいいんじゃないかと思うんです。せめても保健所にお願ひすれば9項目の検査はできますよね。その中で今私が言っている硝酸態また亜硝酸態窒素の検査というのはできます。保健所であればそんなにお金はかからないと思う。一度きちんと検査を行って、その心配があるかないかをまず一次判定すべきだと、このように申し上げます。これ以上言っても話ががちが明かないと思えますので、次の質問に入りたいと思えます。

次が、化学物質過敏症に対する対応と考えるについて伺いますということですが、いわゆる一口に化学物質過敏症ということでは言いましてけれども、いわゆるその化学物質過敏症、多種類化学物質過敏症、電磁波過敏症、今回取り上げている香害、コウガイと私は言っていましたけれども、香害（かおりがい）というふうに表現したほうがいいということで、香害というふうに言います。これらを含めて化学物質過敏症と定義されているようです。

今回、その中の香害について質問をします。

少し前の調査記録になりますけれども、全国の主婦800人の方に、洗濯時に使う

柔軟剤について何を求めるかというアンケートを行ったことがあるそうです。その答えの1位が香りだったそうです。その柔軟剤についてですけれども、水に流しても残留が多く、皮膚粘膜に刺激作用があり、毒性や刺激性は洗剤の10倍から50倍だと言われています。合成香料には内分泌攪乱物質も含まれているというふうに指摘がされており、よって、発がん性、免疫系や生殖器などへの影響があるという指摘がされています。こういったことに、村は認識されていますか伺います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 12番上田秀人議員の化学物質過敏症に対する香害についての認識についてお答えいたします。

はじめに、化学物質過敏症ですが、日常生活で使用している洗剤、柔軟剤、芳香剤、香水などに含まれる化学物質に接触することで、頭痛や倦怠感、不眠、動悸など多岐にわたる症状が現れ、健康被害が生じる疾患であるというふうに認識しております。

発症するとごく僅かな化学物質に対しても敏感になり、アレルギー性疾患のように、最初にある程度の量の物質にさらされると、ある抗原に対しアレルギー反応を起こし得る状態にする、いわゆる感作と同じような状態になり、2度目に同じ物質に少量でもさらされると過敏症状を来すと言われております。

また、低濃度の化学物質に繰り返しさらされると、体内に蓄積し、慢性的な症状を来すという中毒性疾患に近い性格も兼ね備えている場合もあり、化学物質過敏症は未解明の部分が多く、アレルギー性、中毒性、または両方にまたがる疾患など、複雑に絡み合っている疾患であるというふうに認識しております。

また症状について、症状として個人差があり、自律神経不調として現れることがあるため周囲の理解が得られにくいのも、この疾患の特徴というふうに捉えております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま12番上田秀人君の一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまの答弁の中で、未解明なところが多くありとか、周囲の理解が進んでいないという答弁をいただいたんですけれども、未解明なところが多くありというのは、国は解明しようとしていないと私は思っています。そのことを申し上げて、最近であり強烈な香りを放つものというのは少なくなってきたかなというふうに思います。しかしながら、まだまだその人工香料を使った商品が多くあるというふうに思っております。

この香り付きの柔軟剤に関しては、汗や動きに反応して香ったり、洗っても香りが3か月間落ちないとか、あとは最近では洗濯機に入れる香水、こういったようないろんな商品が出ているというふうに理解をしております。

これらの製品の中に、イソシアネートという猛毒物質が使われていると言われていいます。いわゆる香りのカプセルとかというのがありますよね。時間がたってもそのカプセルが弾けることによって匂いが継続するとかということで、香りと言ったほうがいいのか、この場合はね。そのカプセルの主成分がイソシアネートと言われる物質だそうです。それは猛毒な物質だと言われております。そういうものが今多く使われているよという報告が上がってきているというのが一つあります。

香りは、鼻の奥の臭細胞を通じて脳神経で匂いとして感じるそうですけれども、また呼吸することによって、肺を通じて血液に運ばれて、全身に運ばれていくと。さらには皮膚から毛細血管を通じて全身にも運ばれると。ですから、香料製品の使用量に比較して血中濃度も高くなるというふうに言われております。

また、妊娠中の方がこの香料製品を使った場合どうなるのかということで、胎児は妊娠28週目ごろから羊水の匂いが分かるそうなんです。嗅ぎ分けると言われています。さらに、生後1日で母乳の匂いを嗅ぎ分けるそうです。6か月ぐらいでお母さんの匂いも判別できるそうです。ですから、妊娠中に胎盤を通じて、出生後は母乳を通じて、こういった危険な物質にさらされる、それによっていろんな影響を受ける可能性が高くなると、このように申し上げたいと思います。

このようなことから、村においてはまずはじめに、お母さんたちが妊娠された場合に、母子手帳の交付申請に来ますよね、その際に人工香料の危険性を表記したチラシなど配布を行い、妊娠中さらには育児中に香り付けした製品を使わないように注意喚起を行うべきだと考えます。私でしたら使うなという表現をします。しかしながら、行政は使うなとは言えないんでしょうから、こういう危険性がありますよという注意喚起を促すべきだと考えますけれどもいかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12番上田秀人議員のご質問にお答えいたします。

香害からの化学物質過敏症は、妊娠中の母親から胎児にも影響を受けることについての対策についてのお尋ねでした。

化学物質過敏症は、衣類の洗濯に用いられる柔軟剤や洗剤など、身近なものが原因であるために、周りの人に理解されにくい面がございます。また、過敏症まではいかないまでも不快に感じる人が多いということで、最近では香害という言葉が周知されるようになりました。

このことから、議員おただしのように、妊娠中の母親から胎児にも影響を受けるということもあるということを母子手帳交付時等には注意喚起やチラシなどの周知を行ってまいりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 注意喚起のチラシを配っていただけるということで理解をした

いと思います。

私、何度も申し上げますけれども、私は妊娠中・育児中のお母さん方またお父さんも、こういった香りの強い人工香料を使った製品は使うなというふうに申し上げたいんですけれども、行政はなかなか使うなとまでは言えないので注意喚起をしていただけるということで理解をしたいと思います。

この人の嗅覚について、なぜこの嗅覚があるのかということなんですけれども、危険から身を守るために、早くから発達が進む器官だというふうに研究が進められています。人が匂いを感じる時間はおよそ15分、その後次第に匂いを感じなくなってくるとされています。ですから、自分が好きな香りを感じるためには、より香りを強くするようになっていく。人工的な香りが駄目な方は、より強く影響を受けていくというふうに言われています。そのことによって通常の日常生活が送れなくなってしまう。

次に、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高齢者施設について伺いたいと思いますけれども、これらの施設においてもやはり影響を受けている方たちがいらっしゃいます。衣服の匂いによって安定した生活が送れない、頭痛や吐き気、倦怠感、のどの痛み、咳、様々な症状が考えられます。

文部科学省においては、平成24年に健康的な学習環境を維持管理するためにということで、学校における化学物質による健康障害に関する参考資料ということで、冊子が出されています。これによれば、学校と教育委員会の組織立った連携が必要だということが明記されております。お聞きした話ですけれども、現在学校に通う子どもさんがこの香害によって頭が痛いとか頭痛を訴え、移り香によって学校から帰ると衣服を着替えないといられない。また給食を配膳するときに使う白衣、これも着ることができない。こういう話を聞いております。

そういった中で、今年の6月に厚生労働省から情報提供という形で村にも文書が来ているかと思います。その連絡を受けて村はどのように対応されたのか、まず確認をしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 12番上田議員の一般質問にお答えいたします。

6月、厚生労働省より文書が入ったというようなご質問がございました。大変申し訳ございません。私のほうでその文書、ちょっと把握はしていないんですが、ただ、こちらの香害に関しましては各学校におきまして、年度初めに園児、児童生徒の健康調査を行っております。児童調査票や保健管理票、アレルギー調査票や学校生活上必要な配慮等を詳しく保護者に記入してもらうものであり、各学校におきまして、この回答をもとに化学物質過敏の児童生徒を把握することができるものと考えております。

そして、その内容を学校で共有することで、児童生徒一人一人に対応することができるものと考えております。教職員は、日常の児童生徒の健康状態を常に観察し、そして保護者の相談に個別に対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 厚労省から来た文書ということで見ていないということなんですけれども、令和4年の6月24日、事務連絡ということで各都道府県保健所設置とか、これ市町村の保育主管部、介護保険主管部宛てとかに来ていたと思ったんですけれども。

これに関して文書の表題が「香りへの配慮に関する啓発ポスターについて（情報提供）」ということで、いろいろ文章が書いてあって、今般、柔軟剤を使用する消費者の香りのマナー啓発をさらに推進するため、保育園、保育所、高齢者施設に対して情報提供いただきますようご依頼申し上げます。なお、本件に関連する参考情報を併せて下記に記載しておりますので必要に応じてご参照くださいということで、ここにあるそれを開くと、「その香り困っている人がいるかも？」と、こういうポスターが出てきます。下に消費者庁、あと文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、この名前がずっと入っています。これ見て何か思いませんか。その香り、困っている人がいるかも、その後ろ、何でこのハテナマークがついて、こういう話でもう25年やっているんですよ。国会の中でも25年やっているんです。今年の3月ぐらいで日本共産党高橋千鶴子衆議院議員がこの問題を取り上げています。そのときにはやっぱり国会の中でも論戦、委員会の中で話していますけれども、高橋議員が言っていますけれども、25年もそのままになっていると、国は一向に解明しようとしないと。

今回、この情報提供という、送られてきた文書、2枚目を見てみると、関連情報について、日本石鹼洗剤工業会では以下のように、衣料用柔軟仕上げの品質表示の自主基準において、香りに関する注意喚起の表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発も行っていますという、何で国の文書がここまで入ってくるのかなと思う。国で四半世紀、国会で四半世紀何もしなかった、いわゆるこの業界団体に対する、私は付度じゃないかと考えますよ。今申しあげましたように、こういう「困っているかも？」とハテナマークをつけたようなポスターを配れと、配らないよりも配ったほうがいいのかと思うんですけれども、さきにお話ししましたその文部科学省の「健康的な学習環境を維持管理するために」という冊子の中でも、もう一つ文句言いますね、私。これめくって目次が出てきます。第1章から第4章、いろいろ書いています。シックハウス症候群から第4章ではいわゆる化学物質過敏症を有する児童生徒に対する個別対応の基本的な考えとあります。「いわゆる」、何でこの「いわゆる」がつくんですか。そう思いませんか。

現実に関、学校で、保育園で困っている子どもさんがいっぱいいるわけです。それを認めようとしなくて、いわゆる業界に付度しているとしか私は考えられない。そういった国に、こういうことを任せて本当にいいのかと思うんです。

以前、この香害で苦しむ方の手記を読んだことがあります。この香害に関して周囲からは理解してもらえず、変人扱いをされた。学校へ行くことができず苦しんでいるときに、親から怠け者扱いをされて、頭をたたかれた。どんなに苦しい思いをしているのか、そういった思いがつづられていました。

村として、その苦しみを少しでも軽減するために、香りに関する、私はその柔軟剤を、例えば義務教育課程にある子どもさん、保育園、幼稚園、その子どもさんたちの保護者に対して使うなどやはり言いたいです。言いたいいけれども村はそこまで多分言えないし、国が言わない限り村は言えないですね。ですから、さきに申し上げたように、注意喚起を促すべきだというふうに考えます。いかがですか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

注意喚起が必要というようなご質問でございました。そういった香害、当然困っている保護者から各学校のほうにそういった相談もございます。その相談を受けながら、学校のほうでは対応のほうをさせていただいているところでございます。

教育委員会としまして、この問題、実は先週の金曜日、保護者のほうからお電話ございました。やはり、今、上田議員がおっしゃったとおり、白衣、給食の白衣ですね、そちらの匂いがちょっときついんですというご相談を受けました。その後、金曜日、夕方だったんですが、学校に連絡をしまして、教頭先生とその辺相談しまして、そういったお声があれば今後対応してまいりますというようなお話もいただいております。今後は学校等で十分に協議をしながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ぜひ、先ほど言ったこの文部科学省の冊子に書いてあるように、学校現場と教育委員会が密に連携を取って対応していただきたいというふうに申し上げます。

そしてもう一つ伺いたいんですけれども、教育委員会において学校生活管理指導表、アレルギー疾患用ってありますよね。これに今私が指摘している化学物質過敏症の項目、これを村独自で加えたらどうか、追記してはどうかと考えます。これによっていわゆるお母さんのおなかから生まれてきて、ずっとその追跡ができると思うんです。この香害に関して苦しむ子どもさん、化学物質過敏症で苦しむ子どもさん、これを乳幼児期からずっと義務教育課程、大人になるまで追跡をしていくためには、必要な指導表になるんじゃないかと考えますけれども、その整備についてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

平成27年の2月に、文部科学省よりも学校アレルギー疾患に対する取組ガイドラインというものが出されて、その中に、今おただしの学校生活管理指導表と、このようなものが入っております。

今、課長が述べましたとおり、各学校ではアレルギーの調査については事前に、4月スタート前に把握して、また、保育園、幼稚園からのいろいろな連絡で子どもたちのアレルギーについては把握しているところでございます。その中で、このような生活管理表を記入していただいて出していただいております。この中には様々なアレ

ルギーがございますので、今、その他という中でも書いていただいている保護者もございます。

そういったことで、今おただしの件につきまして、教育委員会といたしましても、香害ということについてもこちらのほうに入れさせていただいて、把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 対応していただけるということで、きちんと対応していただければというふうに思います。

それと今、洗剤とか柔軟剤の香りの話をしていました。給食の白衣に関してまた別の方から言われたのが、多分、家族の方でたばこを吸われる方がいて、それが給食の白衣にニコチンの匂いがついているという話を聞いております。これに関しても、いわゆる子どもに対してニコチンなんていうのは言語道断ですので、併せて注意喚起をお願いしたいなというふうに申し上げておきます。

最後に、国、県に対して、これは村長にお話ししますけれども、化学物質過敏症を標準医療の対象にすべきだというふうに私は申し上げたいです。それと、県内に少なくとも1か所は、この化学物質過敏症に対応できる医療機関を整備することを国、県に対して強く要望すべきだと考えますけれども、村長、いかがですか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

るる、この香害について説明がありました。私も勉強になるところがありました。

今ほど話が合ったことについては、町村会、市町村会を通じて国、県なりに要望していきたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 西郷の議会に比較的うるさいのがいるので面倒くさいから何とか対応してくれというふうに、村長には強く言っていただきたいなというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次の質問、観光行政についてということでございます。学校教育課長、ありがとうございました。

1点目、令和2年4月30日、同年5月27日に行われた西郷観光株式会社の緊急役員会において、これは村長が出席されたと思っておりますけれども、この両緊急役員会において、村長は何を発言され、どのような対応を取られたのか、まず伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

令和2年4月30日、同年5月27日に行われた西郷観光株式会社の緊急役員会において、村長の発言と、どのような対応を取られたかということでございますけれども、令和2年4月30日の取締役会においては、西郷観光株式会社の経営状況及び今

後の運営方法についてという議題で話し合いが持たれました。

その中で、ちゃぼランド臨時休業に伴う計画書を示されましたが、内容については、再開に当たって職員の配置や機械設備の管理について説明がなされ、特に、運営経費の面において問題点が多々あるため、まずは、村から休業補償について早急の対応をお願いしたいとのことでありました。

また、社長のほうからは、ちゃぼランド西郷が4月8日より休業、キョロロン村に関しても4月25日のオープン予定を、新型コロナウイルス感染症対策により営業を自粛とし、さらに、ウインズ新白河での販売売上げがゼロとなったため、4月請求分からの支払いができない状態であるとの説明を受けました。

また、従業員への給料支払いについて、休業補償の制度である雇用調整助成金の申請を行ったところ、指定管理制度による指定管理事業者は該当せず、営業自粛による国の助成が受けられないという話があり、金融機関からの融資も受けられないことから、村のほうから指定管理料を前払いでいただいたところであるが、最後に社長のほうから、今の状況では運営を継続することは不可能という話を受けました。

役員のほうからは、コロナ禍なので指定管理料を見直すべき、村民のために赤字でもやっていくべきなどのご意見もいただいたところでありましたが、最終的には、今までの経緯もあり、これ以上の村からの補填は住民の理解が得られないという判断で、西郷観光株式会社による継続断念はやむを得ないという旨の話を私のほうからもさせていただきました。

取締役会において、会社を閉鎖し解散する方針が決定され、5月27日の臨時株主総会においては、会社解散についてと法定清算人の選任について、議案として提出がされました。会社解散についての議案については、出席者全員の意見が求められました。ちゃぼランド西郷については、今後も継続を望む意見がありましたが、多数の方が解散もやむなしとの意見でございまして、私のほうからも、西郷観光株式会社による継続断念はやむを得ないという発言をさせていただいたところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、今答弁を聞いていて、株主総会が行われたと答弁あったというふうに聞いておりますけれども、この株主総会、もう一度確認しますけれども、令和2年のいつ、臨時株主総会が行われたのかお示してください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

臨時株主総会は5月27日であります。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 令和2年の5月27日ということで今答弁いただいたんですけれども、以前、議会のほうに提出されているのは、5月27日は緊急役員会となっているんですよ、資料の中ではね。ですからこれ、ミスプリントだと思うんですけれどもね。令和2年の5月27日に臨時株主総会が行われたと。これは全ての株主に通知は出してありますよね、確認します。

- 議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。
- 村長（高橋廣志君） 確認は取れてありませんけれども、出していると思っております。
- 議長（真船正康君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） そこが一番問題だと思うんです。今回西郷観光株式会社が取ったいわゆる清算型の倒産処理手続ですよ、いわゆる特別清算という形ですけども、株主の3分の2以上の賛成がないと駄目だとかっている、会社法で規定されていますよね。多分、会社法の510条かな、そのあたりで多分規定されていると、間違っていたら訂正していただきたいと思うんですけども、会社法に基づいて、この特別清算という手続を取られたと思うんですけども、その中で、株主の3分の2以上の賛成がないとまず駄目だというのが規定されてあったと思うんです。
- それ以前に、全ての株主にきちんと通知が行って委任状とかが出されたのかどうか、そこをきちっと確認してなければいけないんじゃないかなと思うんです。そこが曖昧なままにこのことが進んでしまって本当にいいのかと思うんですけども、もう一度確認したいんですけども、その辺は確認されていませんか、伺います。
- 議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。
- 村長（高橋廣志君） その件についても確認できておりません。
- 議長（真船正康君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） 確認が取れていないということは、グレーのまま進んだというふうに理解をしてしまうところがあります。
- 会社法に基づいてこの特別清算を行う場合、いろんな条件が付いてきます。これは株式会社のみが特別清算という手続を取れます。例えば有限会社とか合同会社は、特別清算という手続は取れません。
- しかしながら、この特別清算をするに当たっては様々な条件があります。株主総会で、私が間違っていなければ、株主の3分の2以上の賛成をもらわなければいけないと。それともう一つ、財産目録を作成し、株主総会の承認を受けるとなっていますけれども、要は、村長は出席されているのでお分かりだと思うんですけども、財産目録は株主総会に提出されましたか、伺います。
- 議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。
- 村長（高橋廣志君） その件についても確認取れておりません。
- 議長（真船正康君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） この2点が確認取れていないと、この株式会社が特別清算を取ることが本当に正しかったのかどうか。その筆頭株主である村長が、本当にそれが正しい行動だったのかというのはちょっと確認取れないんですけども、これ、確認取るのには時間が必要ですか、村長に伺います。
- 議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。
- 村長（高橋廣志君） 時間をいただきたいと思います。
- 議長（真船正康君） 12番上田秀人君。
- 12番（上田秀人君） 時間をいただきたいということなんですけれども、私、そこが

きちんと解明されないと、これ以上質問できないなと思っている。いわゆる会社法に基づいて、きちんとした手続を取って、今回この特別清算を取られたのか。もし違う形でやってしまったのであれば、法に反することをやっていたんじゃないかと思うんですけれども、そこをきちんと確認取りたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） これはしっかりやっていると私は確認しております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私もそう思いたいんです。村長を信じたいし、この西郷観光株式会社を信じたい。ですから、株主さんに対してきちんと通知がなされて、ちゃんと委任なり出欠の返答があって、そしてその3分の2以上の賛成があって、そして財産目録をきちんと株主の方に承認を受けているのかどうなのか、そこをきちっと確認取れないと、グレーのまま、このままいってしまうんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。私、確認されていると思いますでは、後から、いや違いましたでは大変な問題になりますよ、これ。伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 当時の会議では秋元社長が議長となり、このような発言をしております。本日の臨時株主総会は委任状20名、出席株主17名で、4,664株数です。会議が成立する旨を宣言し、なお、本日の決議事項は出席株主の3分の2をもって議決される旨を報告する。直ちに議事に入ったということであります。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） では、株主総会は成立したというのは理解しました。

ではもう一つ、会社法に基づいて財産目録をつくらなければならないとなっているんです。その財産目録が、出席された株主の方に開示というか、見せて表示されたんですかね。そこも一つ確認しないと前に進めない。いかがですか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後2時5分まで休憩いたします。

（午後1時33分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後2時05分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ただいま時間をいただきまして本当にありがとうございました。

何せ2年半経過したものですから、慎重の上に回答させていただきたいということで時間を取らせていただきました。ありがとうございます。

お尋ねの財産目録については、この時点では特に会議は成立するというものであり

ます。その点確認しまして、必要ないということです。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 財産目録について今ちょっと聞き取れなかったので、大変申し訳ないです、もう一度答弁お願いしてよろしいですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 財産目録が必要かどうかというご質問だったと思います。それで、この総会においては必要ないということの弁護士からの回答を得ましたので、ここでお話しさせていただきました。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 弁護士さんに確認して株主総会で必要ないという弁護士からお答えいただいたということでよろしいですか。はい。私が見ている資料では、先ほど言いましたように、会社法510条の規定に基づくものだということで、特別清算の流れということで、今ちょっともう一回読み返したんですけれども、特別清算は次のような流れで行われますと。解散及び清算人選任の株主総会決議、解散登記、財産目録を作成し株主総会の承認を受ける。官報公告、特別清算の申立て、あとは債権者集会、これは協定型と和解型とありますよね。あと特別清算の終結登記ということで最後までこういう流れになりますということで、私、気になったのは今3点目に言った財産目録を作成し、株主総会の承認を受けるということで、ですからその最後の株主総会においてきちんと財産目録を確認したんですかということを申し上げました。

弁護士に確認したところ、それは必要ないということで、もう一度確認しますけれども本当にそれでよろしいですか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） そのように確認しました。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私もこれ、9月からずっと調べていて、見つけ出したのはこの資料だったものですからね。ただ、現役の弁護士さんが言うのであれば、そちらを信じざるを得ないのかなと。私がつかんだこの情報というのは、もしかするとフェイクかもしれないということで、では、その財産について、これ実際にもう財産目録というのは作成しなかったんでしょうけれども、確認というのはされていますか、役員の中では。西郷観光株式会社の財産について確認はされていますか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 財産目録については、その後、7月だったかと思うんですけれども、そのときに承認されていると思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） その後の7月の総株主総会でいいですか、これ。いや、緊急役員会、そこをちょっと確認したいんですけれども、どちらですか、7月に行われたのは。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 時間を下さい。確認します。

○議長（真船正康君） どのぐらい。

○村長（高橋廣志君） 30分下さい。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 7月に、株主総会なのかその役員会なのかということで、話がなされた。財産目録について確認したということだったんですけども、以前、議会のほうで中の施設を確認に行ったときに、中はもう備品が持ち出されている、そういった中で、とんでもない状況だったなというふうに私は記憶しております。そのときに、その後の議会ですかね。村の備品管理について取上げをして、あまりにもずさんだったんじゃないのかという話をしました。村の管理がずさんだったというのと、今、村長が言われるように7月に承認されたというのであれば、この手続を取った後に、第三者が会社の財産を持ち出してどこかに処分してしまったと私は理解をしております。それに対して、村としてはどのような対応を取られるのかなと思うんです。

要するに、株式会社の財産というのは、今度は清算のほうに回さなきゃいけないものですよね。それが、どこか知らないうちに持ち出されて、どこかに投棄されたのか、転売されたのが、何があったのか分からないんですけども、そういったことが今実際に起こっているんです。これに対して村はどういうふうを考えるのかなということでも申し上げたいんですけども、恐らくこれも時間がかかるだろうから、この後の後のところでもう一回取り上げます。取りあえずそこは、今はいいです。

次に、通告の中にある支払った指定管理料の返還についてということで伺いますけれども、これも以前この場で西郷観光株式会社に前払いした指定管理料についてお話をしました。また同じような内容で、このとき、9番の真船正晃議員もこの指定管理料を返還してもらおうのかと取り上げた記憶がございます。

そのときの答弁で、返還してもらおうと村長は答弁されていますけれども、現在どのようなになっているのか、そこをちょっと確認したいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

支払った指定管理料の返還についてでございますけれども、今月22日、村としては返還請求しているところでございますけれども、今月22日に債権者集会の開催通知が来ておりますので、そこで発表されるかと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今月の22日、12月22日に債権者集会があるということで、そのときに状況が見えてくるのではないかというふうに理解をします。

続いて、家族旅行村・温泉健康センターについて今後の方針について伺いますということなんですけれども、まず、この質問に入るに当たって、村としては、総括はいつ行うのかというところなんです。これも9月の定例会でも私、申し上げたと思うんです。家族旅行村・温泉健康センターについて、村としての総括はいつ行うのか、確

認をしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ただいまその整理をしております、年明け早々にでも議員の皆様にお話ししたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 年明け早々にお話をしたいということで理解をしたいなと思うんですけども、いわゆる先ほど言われた12月22日の債権者集会、その結果を踏まえて、これまでどうだったのかという総括を行うということで理解してよろしいですか、確認します。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃるとおり、そのことも踏まえまして、含めまして、総括したいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 多分これ、平行線だと思います。家族旅行村・温泉健康センターについて、今後の方針について伺いますということで、村の前に、私の考えというか議会は多分大方同じ考えだと思うんですけども、この両施設に対してこれまでどうだったのか、きちんと総括をして新たなる方針を今度決めるべきだというふうに、議会側は考えていると思います。少なくとも私はそう考えています。これまでの歴史を全て総括を行い、新たにステップを踏み出す。ところが、村はちょっと違うのかなと思って今聞いていたんですけども、村としては家族旅行村・温泉健康センターこの両施設については今後どういう方針でいこうと思っているか、それをお示してください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 両施設について、今までの経緯を総括しながら、今後どうするかということを今まとめている段階でありますので、今ここでどうするかすることは、言えない状況となっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 総括の捉え方が違うと。総括というこれまでの歴史を全部踏まえて、反省とかよかった点とか、全部洗いざらい検証をしていく、それが私は総括だと思っている。次のことまで、次の代のことまで入ってってしまうのは総括じゃないと思っています。ですから、何回も申し上げているように、家族旅行村に対して、温泉健康センターに対して、村の行ってきたこと、議会が判断してきたこと、そのことは本当にどうだったんだと、反省も踏まえてきちんと検証すべきだと私は申し上げている。その検証が終わった後に、さて、では次はどういうふうにしましょうか、例えば取壊しをしましょうか、それとも別の形で活用しましょうか、そういうふうに道を選ぶべきだというふうに考えていますけれども、どうもその食い違いが出てしまう。ということで、これ以上やっても平行線だということで、12月22日に債権者集会があって、その内容を踏まえて全員協議会なり議会に対して説明があるというこ

とで理解をして、次の質問に入りたいなと思います。

次の質問としまして、新甲子・甲子地区の観光開発についての考えを伺いますということで、伺いたいと思いますけれども、村の観光地の代名詞として新甲子・甲子地区が挙げられるというふうに思います。

これまでの歴史を大切にしなければならない一方で、いわゆる時代の変化に合わせて、観光に求められるニーズなど、それが新しい変化を求めながら、多様性に対応していかなければならないと考えます。そのために何をすべきなのか、何が必要なのか、考えるべきだというふうに考えますけれども、村長、いかがお考えでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

甲子地区ですけれども、今から600年前に、甲子（きのえね）の年に発見された温泉ということで、白河藩主松平定信公も愛した、そして雄大な土地、四季折々が楽しめる甲子地区であります。そして甲子のランドマークとして家族旅行村、そして健康増進を図るための温泉健康センターを運営してきたところであります。

そんな中で、今後どうするかというお話でありますけれども、この地は那須町と、そして歴史のある会津と白河の結節点として非常にポテンシャルが高いと思っております。加えて国道289号線、八十里越、それが近々、二、三年後になるかと思っておりますけれども、開通が迫っております。そのことにより、流入人口、交流人口が大いにぎやかになるという期待感が持てます。

そんな中で昨年5月に5代目となる雪割橋が供用開始し、秋口の紅葉シーズンには県内外から多くの観光客に訪れていただき、現在の紅葉の状況、見頃の時期など、問合せも多数寄せられたところでございます。雪割橋周辺の計画は、四季折々の風光明媚な景観を楽しむことができ、シーズン中は混雑する状態でありますので、新たに展望台や駐車場、トイレ等を整備しております。来年度、拡張工事や舗装工事を行い、（仮称）雪割公園として完成させる予定となっております。

完成に当たりましては（仮称）雪割公園を活用したイベント等の開催を企画し、川谷地区のジャガイモ、カスミソウ等の地場産品や農産物販売など、にぎわいを創出し、魅力ある西郷村をPRしていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今いろいろ答弁いただいたんですけれども、雪割橋を含めて観光開発をしていきたい、その思いは分かります。ただ、私が一番懸念しているのは、せんだって旧キョロロン村のところから剣桂までちょっと歩きました、フットパスの関係で。そのときに大学の研修施設がありましたよね、それが取壊しされている。非常に寂しい思いをした。そして、甲子地区をずっと歩いて見ていると、本当に奥のフジヤホテルさんも取壊しになっていた。歯抜け状態と言葉は悪いんですけども、だんだんもう悪いほうに進んでいっちゃうんじゃないかなと思うんです。

だから、今ここで本当に手を打たないと、残っている甲子の旅館、これも駄目にな

ってしまうんじゃないかと思うんです。それと以前から私、ここで申し上げているように、いかに外部の人に西郷に来ていただいて、お金を使ってもらうか、そのための策をいろいろ講じなくちゃいけないんじゃないか、そういうふうに考えています。

ですから、さきに申し上げたように、観光のニーズを先読みし、集客のためのアイデアと仕掛け、それを具現化するために必要となるものの洗い出しを行う、そして予算の確定と確保をしていく。それを、今手を出していかないと駄目なんじゃないかと思うんです。

村長が言われるように、雪割公園の整備も確かにいいのかもしれません。ただそれだけで本当に観光が回っていくのかということ、もっともっと検証しなきゃいけないと思います。それと、いわゆるその甲子地区の人たちもそういう会合に参加をしてもらって、様々なアイデアを出すべきだと思いますよ。

私は別の会議で、那須町さんと下郷町さんとの観光連携の会議に出席もさせてもらっています。そうしますと、那須町さん、下郷町さん、様々なアイデアを出してきて、お互い広域連携でやりましょうよというお話をさせてもらっています。

そういったアイデアをどんどん西郷にも吸収をして、一日でも早く甲子地区に関して活性化を図るべきだと思います。甲子地区・新甲子地区、そういったことを早急に対応すべきだというふうに申し上げをして、私の一般質問をここで終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

次に、通告第3、10番藤田節夫君の一般質問を許します。10番藤田節夫君。

◇ 10 番 藤田節夫君

1. 学校図書館の充実について
2. マイナンバーカード普及について
3. 高齢難聴者への補聴器助成制度について

○ 10 番（藤田節夫君） 10 番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして、一般質問を行います。一般質問を始める前に、質問の要旨についての 2 番目ですけれども、図書司書や支援員を増員すべきと思いますが伺いますということで、これ、支援員を削っていただきたいんですけれども、議長の配慮をよろしく願いいたします。図書司書を増員すべきと思いますが伺いますということで、直していただきたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

○議長（真船正康君） 2 番のところですね。

○ 10 番（藤田節夫君） はい。それでは質問に入ります。

はじめに、学校図書館の充実について伺いますということで、学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整備・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的としております。

また、児童生徒の学習活動を支援したり授業の内容を豊かにして、その理解を深め、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、学習センターと情報センターの機能を有しています。

また、学校図書館法の第 5 条では、学校図書館の職務に従事する職員、学校図書司書を置くように努めなければならないとなっています。

また、第 6 条では、学校の設置者は法律の目的が十分に達成されるよう、学校図書館を整備し及び充実を図ることに努めなければならないとなっています。

質問の 1 点目として、村の学校図書館の現状と、図書司書の現在の配置状況について、まずお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 10 番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

学校図書館の現状と図書司書の配置状況についてお答えいたします。

学校図書館の現状につきましては、学校図書館法、先ほど藤田議員が申し上げられましたとおり、学校図書館法第 5 条第 1 項において、学校図書館の専門的職務をつかさどる司書教諭を置かなければならないとされております。

現在、村内小中学校に司書教諭の有資格者がおり、そのうち 6 名の方が司書教諭として任命されております。

また、学校図書館法第 6 条第 1 項において、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童または生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、もっぱら学校図書館の職務に従事する図書司書を置くよう努めなければならないとされております。

本村では、現在、学校司書としてお1人の会計年度任用職員を配置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の再質問を許します。

○10番（藤田節夫君） 学校図書司書がこの西郷村で、学校が実際7校あるうちで、1名しか配置されていないということですが、私、ちょっと図書司書の方と話す機会があって、状況をちょっとお聞きしたんですけれども、1人で村内全ての学校を巡回しているということで、これ、勤務体制を見ると、1校に1週間いたとして7週間に1回の割合で各学校を回ることになっています。また毎週2日間、毎週ですよ、2日間は午後から村図書館の仕事をしていると聞きました。1校に1週間いると言っても、学校の仕事は正味3日となり、これまではまともな図書司書の仕事ができず、全て中途半端になり、子どもたちと向き合う時間も取れず、図書司書としての役割を果たすことができないと言っていました。こういった状況を教育長はどのように思っているのか、見解をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 10番藤田議員のご質問にお答えします。

現在、文科省において、令和4年度から令和8年度までを対象期間として、学校図書館の図書を計画的に整備するために、第6次の学校図書館図書整備5か年計画が作成されました。この計画での図書司書の配置人員の目標は、小中学校におおむね1.3校に1人というふうなことで設定されておりますが、本村の現状は、小中学校8校につき1人と、大幅に足りていない状況でございます。今、藤田議員おただしのよう、司書1人ではなかなか大変な状況であることは、この数値を見て分かるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 教育長も理解はしているところですが、現在こういう状況になっていることは分かりましたけれども、お隣白河市では、平成27年度から全学校に図書司書が配置されております。配置の基準は、児童生徒が少ない学校は週2日で、児童生徒が多い学校は週3日配置されています。図書司書は1人で2校受け持つということになっていると聞いておりますが、全ての学校に図書司書が配置され、勤務体系も安定しているということをお聞きしました。

平成26年12月定例会で、私の一般質問に対して当時の教育長は、国の予算は、おおむね2校に1名程度配置をすることになっているため、現在は4名配置されており、来年度も引き続き今の体制を維持していきますと回答しております。国では、今年度から第6次学校図書館図書整備等5か年計画、先ほど来から出ておりますけれども、策定されております。

引き続き地方交付税で措置が講じられておりますが、それによると、不足冊数分購入予算が39億円、刷新冊数分が160億円、学校新聞配置38億円、学校司書の配

置への予算は235億円、予算化されております。これは単年度予算です。図書司書の配置については、第5次計画では、おおよそ2校に1名でしたが、今回作成された第6次計画では、1.3校に1人の割合で予算が講じられています。今後は、1校に1人配置できるようにしていきたいとのことでした。

地方交付税措置は、用途を特定しない一般財源として措置されていますので、各自自治体で予算化が図られて初めて目的に沿った費用が確保できます。学校図書館は、学校教育において欠かすことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教育を育成することを目的としております。

そして、学校図書法の第5条では学校に図書司書を配置することとなっており、第6条では、学校の設置者は法律の目的が十分に達成されるよう、学校図書館を整備し、充実を図ることになっています。

国で予算化されてきたものは、目的に沿った予算の使い方をするべきではないでしょうか。以前のように、最低でも2校に1名の司書を配置すべきで、また、村図書館と兼務することは、やめるべきだと思いますが、村長にお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 藤田議員のご質問にお答えいたします。

今1人しかいないという現状、そして文科省の計画ですね、第6次学校図書館図書整備5か年計画、そのお話をされました。これらを踏まえまして、配置人数の確保をしていきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村長のほうから配置人数を確保していきたいということですが、具体的にどのように配置されるのか、お伺いいたします。何名程度配置されるのかをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今何人と言われてもちょっと即答できないんですけれども、できるだけ議員のおっしゃることを踏まえながら、配置していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 国で示した人数、最低2校に1名という配置になるのか、もう少し増やしてやるのか、それとも、それと先ほど私申しましたけれども、村図書館と学校図書館とこれ1人、今1人だから全部見ているんでしょうけれども、こういったやり方はやめるべきだと思うんですけれども、その辺について、どなたでも結構なのでお答え願います。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 今、学校図書館司書、それから村の図書館司書の兼務ということとはやめるべきではないかということでありました。今年度4月当初、村の図書館への司書がいない状況でございました。そういった関係もありまして、1日ということで村のほうにも関わっていただいたわけですが、現在、生涯学習課の職員が1名、図

書館司書を取得いたしまして、今そちらのほうで村のほうの図書館のほうは対応してございますので、次年度からは、そのようなことは取り外してできるようになると思います。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村図書館は図書司書を取った職員がいるので、現在はその方がやっていらっしゃるということで理解はしますが、いずれにしても、私、これ聞いてびっくりしたんですけれども、こういった状況が続いていると。私、だから先ほど申しましたけれども、一般質問で平成27年度の定例会に聞いたときには4名配置されていると聞いたので、そのような状態で推移しているのかなと私も思っていたんですけれども、今回、1名でやっているんだよという話を聞いて、ちょっとこういう体制で村は、子どもたち、やっぱり学習面でも相当影響があると思いましたので今回質問したんですけれども、学校図書を運営するに当たって、蔵書したり、廃棄したり、いろんな問題があると思うんですけれども、こういった協議会みたいなものは、村ではつくっているんですか。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 藤田議員のご質問にお答えします。

各学校の図書関係につきましては、各学校に図書教諭、司書教諭がおりますので、その先生を中心に廃棄等の、あるいは新しい購入の準備などを進めていただいております。村に関しましては、図書委員会がございまして、そういった中で購入図書の確認、廃棄図書の確認など、年に1回は進めているところでございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 図書教諭と学校にいる図書司書の方でやっているということなんですけれども、これは予算も絡むと思うんですよ。そういった意味でやっぱり村と図書司書ですか、今現在1名なんですけれども、方を入れてやはり充実していくためには、そういった協議会、関係する人が集まった協議会を設置すべきだと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 村では読書活動推進計画というものがございまして、10年に1度改訂されております。その中で、読書活動推進委員というものが各学校の司書教諭も含めて組織されておまして、その方々が読書活動の推進をする、あるいは読書に関する様々な問題を取り上げてやるということが組織されております。これは図書の選定委員とはまた別でございまして、読書活動の推進ということで、各学校との司書教諭との連携もそこで図ることができるようになっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 読書活動の推進、これ10年に1度開かれるということですか。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 読書活動推進計画というのが10年に1度見直されるということで、令和3年に見直されまして第2次の推進計画が進められております。そういった計画づくりなども、いわゆる組織として読書活動推進委員会というのがございまして、こちらは村の図書関係と、それから、各学校の図書司書も入っての委員会でございます。これは、その後もずっと推進委員として読書活動を進めていく立場の委員として今も組織されております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 読書活動推進委員の中で令和3年といえば昨年度ですよ。行われたということですが、その中での学校図書司書が1名とか、後からお話ししますけれども、この予算でもう図書司書がほとんど新しいのが購入、少しはしているんでしょうけれども、僅かな予算しかついていないということを聞くことが、知ることができたんですけれども、昨年行われた読書活動推進委員でそういった話が当然出てきていいと思うんですけれども、ちょっとお粗末なのかなと私は思います。

次の質問に入っておりますけれども、質問の3番目になりますかね、図書管理のデジタル化についてということですが、伺いますけれども、現在蔵書の管理や貸出しなどが昔のままで、紙ベースで作業していると聞きました。全て電子化することは難しいと思いますが、せめて、バーコードをつけてパソコンで管理するぐらいは、すぐできると思います。ましてやこういった図書司書がいなくて、いつどこで、こういった作業ができるのか。私はちょっと不可能かなと思うんですけれども、こういったことを今まで放置していたという事態がちょっと考えられないんですけれども、村としては、このデジタル化について具体的にどこまで考えているのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

図書管理のデジタル化につきまして、こちら今現在、図書館図書の管理台帳の電算化がなされておらず、図書の登録や廃棄に係る事務処理を先ほど議員がおっしゃったとおり、紙の台帳のみで行っております。学校図書館学校図書管理事務の効率化を図り、図書司書が読書案内や各種活動の支援業務を中心に活動できるよう、次年度から図書管理のデジタル化が進められるよう、今後研究してまいりたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 次年度から対応していきたいということですが、どの辺りまでどう進めるのか、取りあえず。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

この図書管理のデジタル化は予算が絡む案件でございます。これから予算の要求をしながら、図書バーコードを張りつけまして、バーコードを読むような形で図書管理のほうを進めるような管理システムを構築したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） これ、予算が絡むからということですがけれども、即やるべきですよね、これは。予算の問題じゃないと思うんだよ。全てが白河市みたいに、立派な図書館があってそこを通じて学校とつながってできればいいんですけども、村はそういう設備もないし、ましてや村の図書館見れば分かるように昔からの文化センターの2階にあって、障がいを持った方や、お年寄りなど、なかなかあそこを利用するというのは難しい状況なのかなと思います。せめて子どもたちには、デジタル化ということですがけれども、利用しやすいようなそういった体制をつくっていただきたいと思います。

次に、当初購入費予算についてということで上げておりますけれども、学校図書館整備推進会議が実施した全国のアンケートによると、図書費の予算状況は、1校当たり小学校で平均46万8,785円、中学校では1校当たり61万9,538円となっていました。今年の11月に発表されたものですが、村での各学校に対する図書購入費の予算額についてまずお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

図書購入費についてのお尋ねですが、令和4年度におきまして、小学校分として78万6,000円、中学校分として42万9,000円、合計121万5,000円の予算を計上しております。そのうち79万9,000円を執行し、小中学校合計でおよそ500冊の図書を購入しております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 小学校分として78万、中学校分として42万9,000円ですか。小学校78万円ですか。いずれにしてもこれ、1校にすると、1校当たり、西郷村の場合は小学校が14万4,000円。一応、5校あるとしてね。約ですよ。中学校が約20万円となります。

私、先ほど申しましたが、全国平均が小学校で46万円、中学校で61万円、これ全国平均です。平均、あくまでも。これよりも高く予算をつけているところもあるし、当然低いところもあると思うんですがけれども、これを見ると、もう西郷村はかけ離れて低いんじゃないですか。こういったことをこれまで放置してきたと思うんですがけれども、何とも言いようがないんですがけれども、私、この間、ある村の学校に行きましたけれども、本当に少なくて、年間150冊買えるかどうか分からないと言っていました。それで私も図書室をちょっとのぞかせていただきましたけれども、本当に図書室の中を見ると、茶系統というか新しい本がほとんど見当たらないという状況なんですよ。購入することはできないということなんですね。だから、それを見て本当に情けなく思ったんですがけれども、もっともっとこれは重要視して予算をつけてやるべきじゃないんですか。

先ほども言いましたけれども、白河は本当に担当課が何か今回の評価、何の評価、西郷村教育行政の点検及び評価報告書、これに今回学校図書も昨年度から評価対象になったんですけれども、これ、評価がBなんですよね。Bは目標をおおむね達成できた施策ということでBなんですけれども、いや、私びっくりしまして、評価委員の方がちょっとあれなんですけれども、こういう状況が現実なんですよ。

村長の頃はどうかだったのか分からないですけれども、もう少しこれは強化、重要視してやるべきじゃないんでしょうか。予算も含めて、予算つけないと、だって村の子どもたち、図書館もないんだもの、勉強する場所がないんですよ。文化センターといったって円いテーブルを2つ置いてあるだけで。そういった意味ではせめて学校図書館を充実していただきたいと思うんですけれども、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、今後は図書の更新を図りながら、手に取って読みたいと子どもたちに思ってもらえるような図書をそろえた魅力ある学校図書館づくりを進めたいと思っております。また、読書時間の増加により、語彙力、創造力が育まれ、学力向上効果が大いに期待できると思っております。

以上のことから、計画的な図書の更新について、令和5年度より重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 予算をちゃんと設けて、重点的に取り組んでいきたいということで期待をしますけれども、ある自治体の首長が、子どもが本を読まない町には未来はないと言っていました。また、知識は人を育てるといいます。村の将来を担って立つ子どもたちには、ぜひこういった予算をつけていただきたいと思います。学校図書が充実している自治体とそうでない自治体では、学力においても差が出ると言われていますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、これは要望になりますけれども、新庁舎が今、計画を進めておりますけれども、完成すれば、文化センターでの行政サービスをしている課がありますけれども、これも新庁舎に移動することになると思います。その後の利用として、今2階にある村の図書室を1階に持ってきて、あそこの1階で広く誰もが利用できる、そして子どもたちが勉強する場所、パソコンなどを置いて、整備できるようにするべきだと思いますけれども、そういった図書室の移動ですかね、村の、そういった構想は持っているのか、あるのかないのかお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

新庁舎建設に伴いまして文化センターの活用を検討していかなければならない状況であります。皆さんの意見、今、議員が言われる意見も加味しながら配置等についても検討してまいりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今のところ構想がないのか、どうなのか、新しい庁舎ができるという計画もできているので、今やっぱりそういう構想を持っていないと。その文化センターだけじゃなくてほかに、いろいろ何か所かあると思いますので、そういったことも考慮して、ぜひやっぱり、この村でしかできない図書活動というか図書館を、図書室をつくっていただきたいと要請しまして、次の質問に移りたいと思います。

質問事項の2つ目として、マイナンバーカードの普及についてお伺いいたします。

1点目として、マイナンバーカード普及率についてお伺いしますということで出しております。

マイナンバーカードが導入されて6年、政府はテレビコマーシャルや新聞広告を使って、マイナンバーカードはこれからの暮らしに手放せない一枚などと、マイナンバーカードの普及に躍起になっています。カード作成とキャッシュレス決済の登録で、最大5,000円がもらえるマイナポイント第1弾に続き、最大2万円がもらえる第2弾を6月30日にスタートしました。マイナポイント第1弾では、予算の増額や期間延長を繰り返し、2,500億円の予算で実施されましたが、利用者は2,531万人にとどまりました。にもかかわらず、第2弾を9,500万人が利用すると想定し、1兆8,000億円もの予算をつぎ込んで開始させました。

政府は、保険証利用も公金振り込みも便利になると宣伝していますが、本当に便利なら、ポイントを付与しなくてもカード作成は進むはずです。ポイントをぶら下げなければカード申請が進まないのは、国民にとって利便性がないことと、今の政府に対して信用がないことの表れです。マイナンバー普及費に2兆円もの国民の税金を使って進めていることには問題があります。これだけの税金を使っても、普及が進まないのが現状です。現在まで、村の普及率についてまずお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 10番藤田節夫議員のマイナンバーカードの普及率についての一般質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、平成28年1月より発行が開始されております。平成28年度末の西郷村の交付率は8.1%でありました。令和2年度にマイナポイント事業がスタートし、交付率は22.1%に上昇いたしました。また国では、令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指すとしており、西郷村におきましてもマイナンバーカード交付申請の特設会場を商業施設や公民館、期日前投票場、ワクチン接種会場などに設けるなどして普及を図ってまいりました。

ご質問のマイナンバーカードの普及率でございますが、令和4年11月末現在、交付率は47.8%、交付件数は9,651枚となっております。なお、福島県の平均は50.0%、全国平均は53.9%でございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今、普及率をお伺いいたしました。村内では、47.8%です

か。県で50%、全国で53.9%。これだけの税金2兆円を使っても、これだけの普及しか進んでないということは、このカード、社会に対する不信感やカード被害が頻繁に発生しているからではないかと私は思います。

それで各個人にマイナンバーカード交付申請の案内が再度郵送されていましたが、これですけれども、これにも書いてありますけれども、マイナンバーカード、これからの暮らしに手放せない一枚ということで来ています、私のところにも来ていますから、これを見ると、カードをつくれればバラ色の人生になるような広報になっています。今、国民がこのカードに対して不安や疑問に思っていることは、何も答えていません。昔からですよ、うまい話には気をつけろとか、けがと弁当は自分持ちなどと言われていいますので、なかなか信用することはできないのが現実だと私は思います。

それで、2つ目の質問にありますけれども、マイナンバーカードの取得は、あくまでも任意であり、強要をするべきものではないと伺っておりますけれども、先ほども国からいろいろ要請あるから村としては普及活動に一生懸命頑張って、イベントとか特設とかいろいろ担当課は一生懸命頑張って夜まで働いているように私も思いますけれども、ワクチン接種に行ったら若い2人の職員がいてマイナンバーカード作りませんか。私自身は、どこかの下請に出して委託してやっているのかなと思って、私もちょっと職員の顔が皆分かるわけじゃないんですけれども、職員ですと言うから、えーなんて思ったんですけれども、ちょっとこれも問題あるのかなと私は思います。

普及が思うように進まない状況に、業を煮やした河野太郎デジタル大臣が10月30日、閣議後の記者会見で突然、カードと健康保険証の一本化に向けた取組を前倒しするために保険証を廃止するとし、その期限を24年秋としました。国民皆保険制度の下で保険証を廃止し、カードと一本化することは、カード取得の強制にほかならず、カードの取得は任意と定めた番号法にも反するものです。

この後、新聞各社は、マイナ保険証義務化の発言に対して一斉に批判をしました。ある新聞は、生活に不可欠な保険証を人質にカード取得を事実上強制するに等しい、また、政府は、誰一人取り残さないデジタル化を掲げる、そうした理念に反する政策ではないか。また、法的には任意のカード取得を、命を人質にした保険証を使って事実上義務化するものだ。あまりにも乱暴なやり方だなど、再検討を求める声が上がりました。

また、医療現場でも、日本医師会の松本吉郎会長は、マイナンバーがあまり普及していない現在の状況を考えると、2年後の廃止が可能かどうか、非常に懸念があるとの見解を示しております。

また、全国保険医団体連合会は、24年秋の保険証廃止を目指すとした河野デジタル大臣の会見に対する抗議声明を発表し、方針の撤回を求めるとともに、保険証で安心して受診できる国民皆保険制度を守ることを強く要請しております。

番号法では、カードを取得するかどうかは本人の自由で、義務ではありません。また、行政手続においてマイナンバーの提供を求めることは、原則禁止されています。また、カードを取得しても、これを言うてはおかしいですけれども、ポイントをもら

ってもう使っちゃって、私要らないといって返納することも、これはできるんですよ。それには何の行政としては駄目だとは言いきれない。やめることもできます。

村窓口では、最近、高齢の方々の申請者が目立ちますが、カードをつくらないと保険証が使えなくなるなどの間違った情報を聞きつけて、カード申請に来ている村民もいると聞いています。その辺は不安のある村民の方々には、カードをつくらなくても保険証はなくなる旨の説明を丁寧にするべきで、カード普及率を上げるだけでなく、カード取得の注意点などを説明してあげるべきではないでしょうか。その上で、村民の方々の納得の下でつくるかどうか判断させるべきです。村窓口ではしっかりと対応していると思いますが、あくまでも任意であり強制すべきではないと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま10番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午後3時30分まで休憩いたします。

（午後3時08分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後3時30分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

10番藤田節夫君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

マイナンバーカードの取得につきましては、法的な義務ではなく、個人の選択により任意に取得していただくものと考えております。強要をしているものではございません。一方で、マイナンバーカードを取得していただきますと、身分証明書としての利用や、今回上程しておりますコンビニ交付サービス等の行政手続のオンライン申請などを受けることが可能となり、暮らしの利便性の向上や行政の効率化が図られることが期待できるものです。

また、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証につきましては、令和3年10月から本格運用がされており、令和5年4月から全ての医療機関や薬局において、マイナ保険証を利用して受診できるように顔認証付カードリーダー等の設置を順次進めているところでございます。マイナ保険証として活用いたしますと、本人の同意に基づき、医師等が健康診断の結果や薬剤情報を閲覧できるようになるなど、データに基づいたよりよい医療が受けられるようになります。

なお、関係省庁においては紙の保険証廃止後、マイナンバーカードを所持されていなくても引き続き診療を受けられるよう、対応策の検討が進められているところでありますので、村といたしましても、カード不所持者や高齢者などのデジタル弱者が医療を受けられるようマイナンバーカードの普及促進を図る上では、しっかりフォローを行ってまいります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今村長が言われたことは、ほとんどここに書いてあることであって、医療とかそのお薬とかもらうやつ、今もう既にやられているんですけども、これだって僅か3%しか利用していないというのが現状なんですよ。医療機関だってその機械を、マイナンバーカードを差し込むと、あとはほかのところの機械とつながるんだろうけれども、それにしたってそれを設置するのにお金がかかったり、年寄りにはなかなか難しかったりするんで、設置するのを控えているというような状況も私は聞いておりますけれども、だからこそ、もう今やめるべきだと。

マイナンバーカードをつくらなくても、紙ベースで使えるように、紙ベースになるかどうか分からないですけども、使えるようになるとは言いますけれども、ただその対策が何もないんですよ。岸田首相が、国会で見ていると、ではどういったものをそのカードの代わりにするのかとか出てない。そして明確な答弁はしていないんですよ。そういった状態でこれを進めるというのは非常に問題があると私は思います。

それで、このカードをつくってから、免許証と一緒に更新しなくちゃいけないと思うんですけども、それは何年で更新するんですか、分かれば教えてください。

○議長（真船正康君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） ただいまの質問にお答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、更新は5年後となっております。

なお、カードを発行してからの有効期限は10年でございます。20歳未満の方につきましては5年が有効期限となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 5年ということで、最初発行してからは10年ですか。車の免許と似たようなもので、これは当然暗証番号も必要になるんですよ。そうしますと、やはり暗証番号についても、私なんかもう忘れちゃうんですけども、いろいろカードをつくると暗証番号、みんな入力すると思うんですけども、年寄りの方などはなかなかその暗証番号も、それで誕生日とかはやめてくださいとか言われるんですよ。そういった意味ではちょっときついのかなと私は思います。

それとこの紛失や更新、当然更新忘れなどもあると思うんですけども、そういったことも、先ほどのやつは何も記載されていないんですよ。そういった注意点とか、そういったことは窓口では、ちゃんと更新する方に説明しているんでしょうか、その辺はどうなんですか。

○議長（真船正康君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） お答えいたします。

マイナンバーカード交付申請にいらっしゃった方には、必ず5年ごとの更新、それから有効期限は10年だという旨の説明はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 説明はしているということで理解をしますけれども、いずれに

しても高齢者、私以上になると、70歳超えるとなかなか記憶力もなくなるし、どこにしまったかも忘れちゃっているのが現実で、実際に、じゃ、いつ使うんだと。コンビニに行って本当に住民票を取るの、何年に1回とかなっちゃうと思うんですよね。若い人だったらそれなりに便利なんだろうけれども、そういった意味では、この今回の保険証に一体化するというのは何か行き過ぎなのかなというふうに思います。

政府は、先ほどから出ていますけれども、今後はマイナンバーカードをマイナ保険証を皮切りに、運転免許証との一本化など各種資格から各種カード類の一本化を進め、最終的に唯一の身分証明書としていくことが計画です。

カード紛失、盗難に遭っても情報が漏れることはないから安心だと言われていますが、私は信用はできません。既に3月には、デジタル庁が管理している認証サービスさえ個人情報の漏えいを起こしています。デジタル庁の調べでも、カードを取得しない理由で一番多いのは、情報流出が怖いからが一番でした。紛失や盗難で被害を受けても保障するとはどこにも書かれていません。全て自己責任で被害を受けた方々は泣き寝入りをするようになります。高齢者の方々は、特に危険と思われます。

今、全国で保険証廃止に反対する世論が急速に広がってきています。国民皆保険制度を守っていくためにも、マイナンバーカード義務化には反対すべきものと思います。これについては以上で質問を終わらせていただきます。

次の質問に移りたいと思います。

質問事項の3点目として、高齢難聴者への補聴器購入費の助成制度について伺います。

補聴器助成制度については、これまでも何度か一般質問をしてきました。高齢になると耳が遠くなり、加齢性難聴が始まります。放っておくと日常生活に不便を来すだけでなく、社会活動の範囲が狭まり、人とのコミュニケーションを困難にします。また、孤立死、鬱病や認知症の原因になることが指摘されています。難聴は本人だけの問題でなく、家族や周囲とのコミュニケーションに大きな支障を来します。補聴器を早期に使用することで、家族や友人との会話で脳が活性化し、認知症予防や健康寿命を延ばし、介護などの医療費の抑制につながります。

補聴器を必要としている村民は大勢いますが、補聴器は決して安いものではありません。補聴器を購入するとなると、数万円から50万円以上するものもあります。非常に高額で保険適用にはならないため、全額自己負担となります。年金暮らしや低所得の高齢者は購入を諦め、聞こえないまま過ごしていくという状況になっています。加齢難聴を年のせいだと片づけるのではなく、介護予防の観点からも必要な対策を求められています。老化による聴覚機能の低下であるため抜本的な治療がないと言われております。日常生活での聞こえづらさを補うためには、補聴器の使用が有効な手段と言われています。全国の自治体で補聴器購入の助成が急速に広がっています。

村長は、令和2年3月の定例会で私の質問に対して、生活をしていく上で様々な困難を来すことは理解をしているが今後検討していきたいとの答弁でした。高齢化社会を急速に迎えようとしています。村民の方々が地域で生き生きと暮らし続けていくた

めにも助成すべきと思いますが、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

令和２年３月に検討していくという答弁をさせていただきました。

今ほど議員がいろいろお話しされましたように、加齢による聴力機能の低下は認知症の発症要因の一つとも言われております。聴覚障がいによる身体障がい者手帳の交付対象にならない難聴高齢者の方に対して、補聴器装用による聴力の向上やコミュニケーション能力の向上による社会参加の機会維持を促すことで、認知症予防、フレイル予防の効果が期待でき、高齢者の社会参加を支援することができます。早期から補聴器を使用することにより、閉じ籠もりや孤立を防ぎ、生活の質を維持し、社会参加を図りながら住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者に、補聴器購入に係る費用の一部助成に向け、高齢者支援を所管する健康推進課に、対象となる人数の把握、対象者の選定、交付要件、助成金額決定のための動向調査をするよう指示したところであります。

○議長（真船正康君） １０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君） 今、村長の答弁では、補聴器購入費に係る費用の一部助成に向け担当課に指示をしたとのことですが、実施すると理解してよろしいでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

実施する方向で前向きに検討するように指示したところであります。

○議長（真船正康君） １０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君） では、具体的にいつからとか来年度から実施したいとか、そういったことはいかがですか。できればこういったことが、もしそういう気持ちがあるのなら早めにやっぱり対処していくべきだと思いますけれども、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） できれば来年度から実施したい方向で検討させておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） １０番藤田節夫君。

○１０番（藤田節夫君） どのぐらい助成するか等は、慎重に検討すると思いますけれども、今後、来年度から実施するということで高齢者にとっては非常に朗報かなと思います。私も３回、４回質問しているので、このことに対しては、本当に、思いがあります。これはちょっと私、分からないんですが、特定健診には、聴力検査は含まれているんでしょうか、お伺いいたします。分からない。

もし特定健診の項目に入っていないければ、こういった補助金も出すのであるならば、やはり特定健診の中にこういった項目、検査項目を１個設けて推進していく。さらには高齢者になるとだんだん人と接しなくなるので、そういった窓口、相談窓口なんかも考えていってほしいのかなと思います。今回こういった答弁が来たので、本当に私もうれしく思います。

それと、新しく建設予定の庁舎にもヒアリンググループが敷設された庁舎ができると聞いております。これも補聴器がなければ何の効果もないので、こういったヒアリンググループが敷設されると、やっぱりお年寄りが庁舎に来て、そういった集いとか集まる場ができて非常に良いのかなと思いますので、ほかにも公共的な施設が村にはあります。そういった意味では、敷設しなくてもループアンテナを回すだけでそういった対応ができるので、西郷村の今後の村民の暮らしに相当役立つのかなと思いますので、ほかの施設もヒアリンググループの設置を要請いたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月13日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時48分）

